東洋史研究
第十七卷 第一號 昭和三十三年六月發行

清代における合夥の近代化への傾斜

——とくに東夥分化的形態について——

今堀誠二

一 プロローグ

合夥すなわち「二人以上の出資者が團體を組織し、共同で營利事業を經營しているもの」が成立したのは、明代のことだと思われる。[1] もとより營業において人間が何等かの協力關係を持つということ即ち共同企業は、歷史と共に古いのであつて、例えば管仲と鮑叔が一しよに商業を經營したのは有名な話である。唯その內容をうかがうと、出資關係又は業務關係において、共同が行なわれたか否かさえ不明であり、又もうけを山分けする段階で、管が利益を多く一人占めにしたにもかかわらず、鮑は（管の貧乏に同情して）これを許したという話だから、利潤又は業務報酬の觀念が確立せず、貧乏に同情するという非經濟的な觀點が支配的だつたわけで、これでは合夥とはかけ離れた存在だと言わざるを得ない。[2] それが更に一步進むと、資本關係か、あるいは業務關係のどちらかにおいて、關係者が平等な立場で共同すると言う企業形態が、成立するわけである。少くも宋代においては、この形がかなり一般化していたのであつて、合夥前史の段階をなすものと言える。それが明代になってから、出資と業務の關係が一本化し、合夥人が等額の資本を出しあい、共に業務を分擔しあ

うと言う、ソキエタス societas 的企業の發生となり、合夥の古典的形態が成立するに到つたのである。合夥の古典的形態は、小商品生産段階における資本形態を示すものであつて、資本の集中に寄與する所が少くなかつたと思われる（前期的資本の集中過程）。

清代における企業形態はまことに千差萬別であるが、その中に合夥前史の諸段階に相當する、各種の協同企業の形態が含まれているのであつて、合夥成立史の縮圖となつており、さらに古典的形態が生れて來た事情を物語っている事實も散見する様に思われる。一例として門頭溝の私營炭坑の企業形態を見ていくと、順治から康熙までの間は合夥前史の段階に相當する企業が一般的ではなかつたかと考えられ、雍正以後始めて古典的合夥の時代に入つたものと推定される。門頭溝の研究は鄧拓氏によつて拓かれたのである。氏は資本主義の萠芽を檢證するという立場から、多數の古文書を紹介しつつ企業と勞働力のあり方を究明している。合夥文書の實物を大量に發見されたというだけでも、劃期的な業績である。しかし、そのすぐれた研究報告の中で、「私が收集した一三七通の乾隆以前の民窑（民營炭坑）契約中、做窑合同はすべて分股合夥の制度を採用している」と言われている點は、更に嚴密な再檢討を必要とする様である。氏の發見された做窑合同（夥窑合同・夥做窑合同）のうち、順治二年・同十年・同十三年・康熙二十九年等の各契約書（合同）を見ると、登場人物には地主と工本（出本・夥本とも言う）と業主（窑業とも記されている）とがあり、どれにも原則としてこの三者がそろつて現れている。地主は土地を、工本は資金を、それぞれ提供するものであり、業主は炭坑業務を擔當する支配人である。地主の中には例外的に資金を出している者があり、業主には工本を兼ねているものと、そうでない者とがある。合同の契約當事者としては、工本が中心である。地主と業主は何等かの形で參加しているが、その形式は契約當事者でないのが普通で、言わば消極的に名をつらねる程度のものが多い。しかし地主（順治二年）、又は地主業主共に（康熙二十九年）、當事者に加わつている例もある。契約内容は利益配分率の表示が主眼であり、工本が完全に納付される事を條件として、「見利（レベン）按分（シテニ）均分（ス）」という規定になつている。これ以外に、官憲又は政府が全く寄生的に $1/2$ 乃至 $1/3$ の配當率を無條件で占め

ている場合が少くない。各人の持つ持分についてはいろいろであるが、共通に言えることは一人乃至十二人の工本の總計が全體の分の半以上を占め、地主・業主は冷メシ組となっている事實である。社會的地位から言えば工本は地元のボス的有力者や政府の高官が多い。いずれにしてもこれ等の「合同」は(1)出資金の實際額については全く記す所がない。(2)その反對に土地とか顏とかいつた風の、非出資的要素が契約内容を構成している。(3)政府又は官憲による封建的搾取が、利益配分率の中に公然と含まれている。(4)炭鑛の所有關係なり經營權なりについても規定する所がない。(5)利益配分の比率のみを、詳細にきめているといつた五點にその特色がある。結論的には右の合同は出資契約ではなく利益配分についての契約であると言えよう。しかもその場合に、封建社會の有力者達が、出資を通じて相互に協力する仲間關係が中心となつており、業主・地主を隷屬させることによつて、利潤をひとりじめにする體制を整えようとしているのである。鄧氏はこれ等の合同を合夥とみなされているが、合夥であれば(2)(3)の様な形で地主や官僚・政府が割込む餘地はないはずであるし、(1)(4)の様に資本關係をあいまいにして置くことも許されない。合夥なら出資者だけが契約當事者となり、内容的にも出資金の實際額とその出資による權利義務を明確にすることにつきるわけで、兩者の間に質的な相違があることを認めざるを得ない。要するに清初の門頭溝の炭坑は、合夥前史の段階にあつたわけで、資本という概念が星雲狀態から抜け出ようとして抜け切れず、工本が中心となり乍ら工本だけで割切ることが出來なかつた次第で、利益配分についての契約書となつたのも偶然ではない。このほか鄧氏は賃勞働と商品生産にも論及し、新資料を示されているが、その内容を再檢討してみると、やはり小商品生産的であつて、近代化が軌道に乘つていると言えない狀態にあつたわけである。(3)

門頭溝炭坑に、古典的合夥の時代が訪れたのは、雍正乾隆の間であつたということが出來る。雍正十三年の契約書では、文書の形式から言えば合夥契約ではないが、その企業内容を見ると、李・胡・安の三名の炭坑主が「非夥不能生利」というので合同し、「同出工本、夥做夥開」の企業として「一夥到底、永遠爲業」ことを誓い、利益配分も三人で均分しているのだから、その企業が資本と業務を一本にして等額の資本金を出しあい、共同で業務を分擔すると言う、古典的形態

の合夥になつていた事は、恐らく間違いのない所だと思われる。次に乾隆二十四年の合同を例示すると、全文は左の通りである。

立合同議約人　安國龐
安國昌
劉孝成　竊以財從力生、事在人爲、安劉等知心有素義可斷金、今各出本錢、復做上棋子海煤窑生理、」公請辦事掌櫃一人、勞金出在公中、協力同心、刻苦營運、所有煤窑之上、從前賬目俱係公中承認、除地主衣煤土」末之外、所得利息三分均分、窑上用人、亦係三家均用、自立約之後、凡事忍耐和氣、至公無私、不得任性爭忿、私」心肥己、倘有等情　上天神明鑒察見一罰十、以懲欺弊、所有支使、候算賬有分支使、今欲有憑、立此合同議」約一樣四張、各執一張存照

乾隆二十四年十月十七日立合同議單人　安國龐　花押
安國昌　〃
劉孝成　〃

見立親友　趙位　十字
劉耀　〃
楊枝茂　〃

地主　姜貴　〃

代書人　趙世瑛　〃

卽ち三人で平等に出資し、共同で炭坑を經營し、利益金を三人で均分し、一致協力、滅私奉公のスローガンの下に、合夥に結集することをうたつている。書式から言つても、本文は元より、中人が末尾だけに署名している點まで清代の合夥契約の雛形と一致する所が多いが、支配人(掌櫃)を一人たのんで、その賃金(勞金)を營業費の中から支出することをきめているあたりに(この支配人は出資しておらず、合夥人ではない)、大規模になつた古典的合夥の特色をあらわしているわけである。(4)

元來、合夥の古典的形態はより高次の段階に分化して行くための出發點をなしているのであるが、清代の合夥の一般的な形態は、東夥分化型と見てよい樣である。乾隆末期に葉世倬が實施したと思われる保甲法によれば、保甲を編成する場

合、店舗は一戸として取扱われるが、數人(三五人)が合夥で開設している(夥開)店舗にあつては、その中の年長又は功勞のあつた者一人が代表者として戸主なみに名前を出し、その他の合夥人は夥計(從業員)の項内に「合本」の二字を冠して列記し、勞金夥計(賃金をもらつている從業員)と區別して示すことになつている。この冊式の雛形を示すと左の如くになるが、夥計はすべて同居者として取扱われる(家族に準ずる扱い)事と、そのうちに「店夥有(ノスル)合本者註(ヲハメ)合本二字(ヲ)」の合夥人や、「雇工有(ノラバ)短雇半年三箇月者註(ス)短工二字(ヲ)」の短工等があるので、その別を記入せねばならないことを規定している。(5)

○舖第○甲第○牌第○戸	某人○○○ 年○歲 ○府○縣人							
田	地	房	屋					
祖父母	父母	伯叔	兄弟姉妹	妻	子	姪	孫	
夥計	合本夥計	合本夥計	勞夥計	勞夥計	勞夥計			
雇工	工長	工長	工短	工短	工短			

庸吏庸言には巴縣の「編聯保甲式」をおさめているが、これは嘉慶から道光初年にかけて四川省で實施されていた慣行を、とりまとめたものと思われる。ここでは戸冊が民戸の冊と舖戸の冊にはっきり區分されている。後者は「舖店及煤窑(ビ)各廠無家室(キ)者用之(ヲ)」とあつて、店舖・炭坑・工場などの戸冊を言うのであるが、各經營毎に一戸とし、そこに住込みで働いている者だけを登錄することになつている。從つて全員が男で、女子供は含まれていない。又舖戸の關係者の中でも、店に住込んでおらず、別に一戸を構えている者は、普通の民戸の冊に加え、右の舖戸冊とは無關係な取扱いになつている。舖戸は家に準ずる構成で、「舖主」の名と合夥の數を註明する規定もある。舖戸の冊の雛形は左の通りで、合夥人・番頭(掌櫃先生)店員(小夥雇工)などが名をつらねているのである。(6)

舖戸	人	年歳	現開	舖
招牌係	字號	家住	里。甲	保正
管下第	甲	第	牌	
合夥	係人	年歳		
同	係人	年歳		
掌櫃先生	係人	年歳		
小夥雇工	係人	年歳		
同	同	同		
同	同	同		
同	同	同		
同	同	同		
同	同	同		
此戸共男	丁			
巴縣	里甲	保正	甲長牌長	第甲第牌
道光六年	月	日	舖戸冊	

保甲冊に現れた合夥の構造をみると、店舗は數名の合夥人の仲間によって構成され、その中に代表者(舗主)と業務擔當者(夥計)とが含まれている。合夥人の下には番頭や店員がいる。彼等は勞金卽ち給與生活者である。そのもう一つ下に雇工の様な身分の低い勞務者がいたわけである。合夥人のうち、業務擔當者は他の一般從業員と同じく店內に單身で住みこんでいるのだから、出資者といつても舗主の同居人(準家族)にすぎず、從業員の色彩が強い。これに反して舗戸冊に含まれていない合夥人は、獨立の民戸として扱われ、店舗との關係を離れた生活單位と認められている。彼等は一應店舗の日常業務から離れており、企業職能を持たない單なる出資者という立場にいたので、舗戸の外に置かれることになつたものと思われる。古典的形態の場合であれば、合夥人はすべて平等の立場で出資と業務を受持つているが、右の保甲冊の合夥人は、(1)業務を受持ち、從業員に近い店夥と、(2)單純な出資者で、舗戸に屬していない舗東とに分化しているのである。この様に、合夥人が分化し、合夥が新しい形態に轉化していることを前提として、保甲冊が作られている事は、こうした事實が一般的になつていたことを物語るものと理解してよいであろう。

合夥人が單純な出資者(東)と、業務擔當の出資者(夥)に分解した形態を、東夥分化型と名付けたいと思う。東夥の分化は、合夥「共同體」の平等な結合關係をうちくだくことにより、單に企業職能の有無の別を生じただけでなく、出資額の大小や、業務の分解などをつぎつぎに、呼び込んで行くことになるのである。清代は基本的には小商品生產段階にあつたから、古典的形態をとる合夥が多かつた。しかし、保甲冊が工場を問題にしているのでも分る様に、一面においては小商品をのり越えて、マニュファクチュアを生み出すという方向に向いつつあつたわけであるから、合夥も古典的形態から次第に脫皮して東夥分化型となり、合資會社に接近する者もあつて、資本の集積も始まり、株式會社成立史の萠芽期をたどり始めたのであつた。東夥分化型の歷史は、(一)合夥人が舖東(東)・舖夥(夥)に分解する所から始まつて、(二)持株自體が本股・人股に分解を遂げることにより、形態上の完成を見せたわけで、以下においてその全過程を論證したいと考えている。更にこの段階につづいて、舖東=本股だけが資本となる傾向が現われ、合夥における舖夥=人股の立場が擬制資本の形をとつた賃金形態の方向においやられて行くと言う現象が生れて來る。阿片戰爭以後になると、この舖東型合夥が一般的となり、半植民地半封建的な「近代化」に對應する資本形態として、反動的役割を果すことになる。つづいて社會主義體制への移行の問題になるが、舖東型以下については別に發表する豫定である。(7) もともと近代資本の形成と變質に視點をすえて合夥を發展的に把握してみたいと言う計畫の下に起草された一つの論文を、四編に分割したのは、紙幅の都合を考慮しての事であるから、彼此參照していただければ幸いである。本論文の作製に當り、仁井田敎授の指導と大木文庫本の利用に負う所が多かつた。深謝の意を表する次第である。(8)

二　合夥人の分解と資本の商品化

東夥分化型合夥は、歷史的事實としてもまた構造上の差異から言つても、二つの形態に分けて考える事が必要である。第一形態は合夥人だけが分解した形で、舖東・舖夥に分化しているのであるが、第二形態の様に持株自体が本股・人股に分解することなく、東・夥いずれの出資金であつても本銀(本錢)の股(持株)として一本になつているのである。古典的

形態に比べると、合夥人の分化において相違し、持株が未分化である點において共通している。東夥の分化により、出資力のある者は舖東となつて資本集中を助け、企業力のある者は舖夥となつて事業面を受持ち、言わば社會的分業を進めることによつて、商工業を始め農林漁業などを大規模に經營する道を招いた。第一形態は清代中期以後の小商品生産の全盛期を支える上で、大きな功績を殘している。歷史的には過渡期であつて、封建制から近代化への橋渡しをなし、また東夥分化型としても第二形態に向う前段階にあつたが、一面、近代資本へのコースに最も接近した時期であつたと言える。(9)

清朝時代が近代として把握できる事については、矢野仁一博士以來幾多の論著があるが、(10)最近では中國の內部に近代化の萠芽が存在した事を立證する研究が續々と發表されて、有力な學說になりつつある。(11)私のこの點についての考を要約すると、十七・八世紀における農村の歩みは、康熙年間が農民の立ち上りによる小商品生産の上昇期、乾隆がその發展期となり、嘉慶以後は寄生地主の活動が顯著になつている時期と言える。(12)以上の期間を通じて全中國の人口や耕地面積は漸增の一途をたどつているが、(13)なかんずく生産・流通の面において商品經濟の進展を見、地主手作制の展開から、地主エンクロージュアへと進み、これに對抗する農民や職人の立ちあがりも活潑であつて、寄生地主的分解が進行していた事が、理解出來るのである。(14)合夥の歷史がこれに相應した變革を示しているのは當然であつて、寄生地主的分解に對應する東夥の分化が、この間になし遂げられている。すなわち、乾隆以後においては、合夥人は舖東(財東・東家)と舖夥(夥計・經理・頂生意的)とに分解をとげたのであつて、資本と業務とが互に結びつけられているという形態は崩れ始め、資本が單純な出資關係に切替えられるという方向の第一歩を、はつきり示しているのである。これは合夥の發展史上において、一つの時期を劃するものと言つてよい。その段階では、農業生産力の高まりに應じて、合夥の側でも合夥人を增加させ、資本の集中を進めていかねばならない事情にあつたわけであるが、同額の資本を提供し、同じく業務を分擔し得る人間が、そういくらも居るわけがないから、古典的形態によつて、右の時代的要求にこたえることは不可能となり、生産力と生産關係(合夥制)の矛盾が段々と深刻化する狀況になつていたのである。直接的には、商工業における生産と流通の規模が擴大し

て行く場合、資本の集中が急速に進められねばならないが、このために合夥制度の變革が必要となるのであつて、合夥人の質的な分解によつて、東・夥が分化し、資本が一應業務關係から自己を解放すると共に、出資の量的な均等と出資の時期の同一性も破れて、大小様々の持分の成立となつた次第である。これを資本の機能及び合夥人の構成の面から見ると、社會的分業の導入が主題となつているのであつて、古典的形態の分解により、合夥人のうちに業務を擔當していない單純な出資者 Anteilkapitalisten（持分資本家）と經營擔當者たる出資者 Funktionierende Kapitalisten（機能資本家）との分化が生じ[15]、資本の集中と企業組織の能率化をやりとげる事が出來るようになつたのである。東夥分化型の第一形態に到達した合夥は、絕對數としては必ずしも多くないかも知れないが、重要な商工業の中で、中心的な役割を果したのは、概ねこのたぐいであつたと見て差支えない様である。

雍正乾隆以來における資本の一般的な存在形態から眺めていこう。この時期に作られた中國の算術書の中に[16]、合夥に例をとつた比例問題がたくさん出ている。これ等の例題の問と答に現われた限りでは、合夥人の人數が二人という場合は見當らず、甲乙丙の三人の例が最も多く、四人以上のものも少くない。各企業の資本構成を例示して見ると、左の通りである（ローマ字が各企業をあらわし、括弧内の甲乙丙丁は合夥人を、その下の數字が合夥人の出資金＝兩を示すわけである）。

a（甲九六〇 乙三二〇 丙二四〇） b（甲三〇 乙五〇 丙七〇 丁九〇） c（甲三〇〇〇 乙六〇〇 丙四〇〇） d（甲八〇 乙四〇 丙六〇）[17] e（甲三六〇〇 乙五一〇 丙七二〇） f（甲二四〇 乙四〇〇 丙一六〇） g（甲三〇〇 乙六〇〇 丙四〇〇）[18] h（甲三六〇〇 乙六〇〇 丙七二〇）[19]。

以上の中には、等額の出資人だけで成立つている合夥は皆無であり、不均等出資の例ばかりである。一つの合夥における最小額出資者と最大額出資者では、二―三倍のひらきをもつものが多いが、六倍（h）七倍（e）に達する場合も示されている。出資の時期についてはaehは同時出資であるが、その他はすべて合夥人毎に投資期間を異にしており、適時出資合夥と言えるから、同時出資の原則がやぶれているわけである。同一の合夥人が二回以上出資を行つていることもあつて、

例えば合夥fの場合は、合夥人のうちで丙だけが百六十兩を十ヵ月間出資しているのに對して、甲は二百兩を八ヵ月間、四十兩を六ヵ月間、それぞれ出資しているし、乙も三百二十兩を六ヵ月間、八十兩を五ヵ月間、それぞれ提供しているから、この二人は二回にわたつて出資した事になる。また合夥としては、三人五口の出資金を、少くとも四回以上にわたつて、迎え入れたわけである。出資期間はdを除けば最高十二ヵ月(bの甲)最低三ヵ月(c及びgの乙丙)となつているが、これ等の合夥では毎年一回、年末に計算を行なう方式が行なわれていたわけである。bだけは六年分の總決算を一度にやつており、長期計算の方式を示している。bでは各人の出資期日は甲が癸亥年正月初九日、乙が乙丑年四月十五日、丙が丙寅年八月十八日、丁が丁卯年十月二十七日で、戊辰年が終るまでに得た利益金の合計を、配分しようと言うのである。年末計算が原則であるが、損益計算を數年間やらない合夥もあつたことがわかる。出資の日取は一日とか末日とか言う、一定のきまりがあつたのではなく、何時でもよかつた様であつて、bの例では、計算に當つて、「除日如月」すなわち日付は無視して出資の月から起算することを指示している。

古典的形態の場合、明代では合夥人が二人であることを原則とし、清代に入つてから二人以上をたてまえとする様になつた。右の例題では、合夥人の數が更に一歩增加している。資本の集中によつて企業の規模を擴大する必要があつたのであろう。合夥人の人數を增加させるために、各々が均等の金を出す事をやめて、各合夥人の出資額の大小を認める様になり、言わば不均等出資が普通となつたのである。これと共に出資の時期の同時制がくずれて、出資が必要であり、可能である場合には、いつでも資本金を受入れると言う、適時出資の方式が生れたものと思われる。以上の様な合本の計算問題は九數通考[20]・算迪[21]・比例滙通[22]・算法大成[23]等を通じて見出されるので、雍正乾隆から道光に至る間にかけて、一貫して不均等出資(量と期間)が行なわれていたと言える様である。

出資額の不均等化は、もともと合夥資本の性格が變化した事情と、密接に關連した問題である。前記の算術書には、合夥資本を「共本」「同商」「合本」等とよび、その事業に論及する場合には「合本貿易」とか「合本爲商」とか記している。

との例題も、各人の出資額と出資期間と配當利益金をからみあわせて計算上の與件とし、合本全體の資本金・利益金等との關連の下に、問題が組み立てられている。各人の出資は「資本金」（本銀）とよばれ、消費貸借などではない事を示している。合夥人と合夥との關係が、銀による「出資」である事は、貨幣資本の點で一條件を賦與している。利益金の配分はaに言う「合率差分」すなわち按分比例によつたわけであるが、算術書の例題によれば出資の金額と期間とに比例して、按分が行われているのであり、純粹に資本だけが問題にされ、業務上の貢獻については全く捨象されている。そこには勞務出資と言う様な考え方が入り込む餘地は全くない。合本・共本は貨幣資本であつて、利益配分の方法の示す通り、資本に關する限りでは業務とか共同體とか言つたヒモはついておらず、價値關係で貫かれているのである。資本が業務から解放されて自由となつた事は、資本がそれだけ價値的に客觀化され、偶像的性格を帶びたことを意味するのであつて、近代資本への一里塚として評價される。もつともその資本の內部に何の差別もなく、機能資本も無機能資本も平等に利益をうけると言う仕組みであつた點は、持分資本と機能資本とが資本形態の面で未分化の狀態にあつた事を示すわけで、企業職能の中に資本關係が貫徹していかないという、うらみを殘していた。

算術書に現われた合夥人の性格を見究めて行くと、合夥人の共同が出資關係だけについての共本であり合本であつて、合夥人が業務を分擔するか否かは全然問題にされていないことがわかる。もちろん、合夥人の中に業務を受持つた者があつたはずであり、甲乙丙丁等の全部又は一部が「同商」としての實務に服したことは確かであろうが、それは合夥人の權利とか資格とか責任とかには全く關係のない問題であつて、各人が業務を分擔しようとすまいと、合夥人としての利益配分の大きさには、何の影響も及ぼさない仕組みになつていたのである。古典的形態では、すべての合夥人が機能資本家であつたのに對し、ここでは業務關係を捨象したままで、業務にたずさわると否とに關係なく、出資だけで合夥人となることが出來たわけである。合夥人について見られるこうした分解により、資本家と業務擔當者が分化し、資本を出せば資本家となり、業務の點は捨象出來たわけである。こうして「持分資本家」と言う新しい生產關係の芽が生れることになつた。

勿論右の資本家が自由な資本の出資者になつたと言うのではなく、有限責任が明確になつていない點で、嚴密な意味での「持分資本家」とは區別されねばならないが、出資の條件(業務分擔)から解き放たれた點は、株式資本に大きく近寄つたものと言つて差支えない。

合夥は、合夥人の出資期間がバラバラで、出資の時期(おそらく脫退の時期も)がまちまちであるにもかかわらず、利益配分の方法は一貫した原則のもとに行われているから、合夥人の出入によつて、その同一性を失うことがなかつた事は明らかである。合夥が合本貿易・合本爲商を行つたと言う場合、各合本人は單なる共同關係をもつのではなく、出資によつて團體に加わり、個々人としてではなく團體として營利事業を營んでいたわけで、そのことは、右の利益配分の事情から斷定できる。合夥の團體性について言えば、合夥人はそれぞれの持分を有するが、その出資金は一定期間、營業目的を達成するために拘束せられ、合夥が合夥人に優先する様な關係に立つているから、合有(總有)關係にある組合だと見て大過あるまい。また營業の性格が價値法則にのつとつた近代的企業とまで行かなかつたことは、前記の諸實例に示した利益の配分率が、一年で五割から二十割の間が普通であつた事によつて、推測できるのである。

算術書の例題によつて、清代合夥の性格を把握しようとする場合、史料の性質上、一定の限界があることを承知しておくべきであつて、例えば東夥の分化がどうなつていたかという問題の點にしても、直接的には何等ふれられていないのである。それでも明らかになつた論點もあるので、ここで大要をとりまとめて見ると、古典的形態と比較した場合、合夥が組合による營利事業で、合有によつて資本集中をなしとげているなど、いろいろ共通の面を持つているが、同時に、業務の分擔が合夥人の資格と直結しなくなり、資本が業務から一應解放されて單純な貨幣資本となり、利益配分が價値關係で割り切つた形になつた事を始め、出資者の數とか、出資金の不均等性、出資の時期の不統一性と言つた構成面や、合夥の團體性が高まり、各合夥人の個性には古典的形態ほど重きを置かれなくなつた事情など、大いに變化を來している點も指摘できる。また合夥人の中に業務擔當者と非擔當者の別を生じたが、その場合に、本銀出資に對應する持株(股)自體は分

解することなく、一本のままで資本を構成し、利益配分を行つているのであつて、これは東夥分化型の第二の形態に比べた時、著しい特色をなす點である。それはとも角、雍正乾隆以後の合夥では、古典的形態の場合と違つて、出資だけをとりだして考える様になつたのであり、合夥の分解が具體的に示されているのであつて、資本の集中を計ると共に、價値法則への接近をすすめ、資本家と非資本家との分化を促すと言つた點で、一飛躍をなしとげていると見るべきであろう。

東夥分化の實態を、算術書以外の史料により、主として企業の面からとらえて見よう。企業の分解については、業務の規模の擴大乃至は專門化に伴い、出資し得る力の大小よりも、業務擔當の能力の方が大切になつて來たので、すべての合夥人が業務をうけもつことは不可能になつたという事情があつた様である。勿論その場合に、分業に基いて、主として資本集中に當る舖東と、業務分擔を使命とする舖夥とが分化して行つたという事が、前提になつている。廈門の合夥で言えば、「大船を造り數萬金を費す。船を造り、貨(商品)を置くものを財東と言う。船を領して貨を運び、洋上に出かけて行くものを出海と言う」[24]とあつて、古典的形態ではなく、財東と出海のコンビのものが普通であつた。この合夥は大船を造つているのであり、資本集中を大規模に展開しているのであつて、一人前の資本を持たない者が寄りあつまつて仕事をし、共同で事業を行つている様なケースとは類を異にしている。後者の場合であれば、將來各人が一人前になつて獨力で經營に當り得る所までこぎつけるのがその目的であり、獨資にこぎつける事が出來ると同時に、共力體制を解散するのが本體であるから、資本集中とは言えず、合夥ではないわけである。これに對し大船を造つている合夥は、普通の規模なら獨資でやつていける、一人前以上の商人が、企業を大規模に行うために何人か集つて共同組織を作つているのであり、集中し得た資本金の「數萬金」というのは、表向きの資本額を極少に見積つている中國の店舖としては、巨商中の巨商というべき大企業である。萬金程度の巨商になると、船を造り貨をおくと言う仕事が、それだけで大仕事であつて、右の史料で「財東」とよばれている合夥人が、この仕事をうけもつているのである。一方、船を動かして實際の貿易業務に當る仕事は、別の合夥人が專門に當る必要性があるわけで、「出海」がこれに從事することになる。合夥人の中に社會的分業が持込まれ、

財東（出資擔當）と出海（業務擔當）とが、それぞれ合夥の一分野を形成するわけである。「財東は資本を提供して船舶と商品を用意する」が、實際の取引には專門家を招いてこれに一任するので、業務上の職能から完全に解放されてしまつたとは言えないが、常勤でもなく、貿易自體を直接取扱うわけでもないから、無機能資本家といつてよい存在である。これに對して、出海は機能資本家と言えるのであつて、海外で取引に當るのに必要な知識（語學力も含む）や、いつも力になつてくれる先方でのなじみ客（朋友）をもち、そこまでの輸送に當る運送業者にも信賴すべき相棒をもつているので、「船を傾して貨を運ぶ」という企業職能を果すことが出來たのである。財東も出海も、それぞれ特異な力をもち、そのいずれを缺いても合夥は成り立たない。兩者は共に出資者であり、合夥の構成メンバーであつて、合夥人がこの二つに分化したことは一つの進歩である。ただ、業務の上から言えば、この貿易商の實體は疑もなく出海にあり、財東は出海に一切をかけている譯だから、事實上、出海が大資本を用意するために、財東を合夥に招き入れたものと見て差支えないであろう。

機能資本家の成立は社會的分業に最も深く關係した問題であるが、それだけに止まることなく、個別的分業の段階にまで進んで[四]マニュファクチュアの基礎をつちかう勢を示したことも、見逃がし得ない點である。まず、前者について今一步突込んで考えて見ると、合夥人が平等に業務を分擔する様な、非個性的な平均主義をやめて、能力のある人が業務擔當の合夥人となり、一人で企業の全責任を持つか、あるいは二三人でその任務を分擔することになれば、業務上の能率が上つたことは確實である。また、中には業務內に分業が持ち込まれ、企業が分解を起して店舖內にあつた運輸・金融・倉庫等等の部門が、半ば獨立をとげる形になることもあつた。この場合、各部門はそれぞれ一應獨立の合夥となり、その各合夥に、業務擔當の合夥人を置くという所まで進んでいた。嘉慶十九年のことであるが、陳芳杰は族人六名をさそい、七名の合夥で糧店を作つた。この糧店が米三百二十五石を收販するについて、これを嘉應州で賣却することになり、その輸送だけを陳芳杰・陳亮鴻の兩名に請負わせた。輸送部門擔當の合夥には、二人の合夥人（芳杰・亮鴻）がいたが、右を引受けるについては、一石につき二十文の割合で請負い、計六千四百文の報酬金を受取つたのであつて、輸送の實施に當つては水

夫を雇つて各人に二百文づつの賃金を渡し、必要經費を差引いた殘額は、芳杰・亮鴻の兩股で均分することになつていた。しかるにこの賣却は、官憲によつて違法行爲として摘發されたので、途中で挫折してしまつた。その責任者として、陳芳杰は元より處罰されたが、營業上の實務に直接關係していない六人の糧店の合夥人も、「把持行市」の罪に問われ、唯從犯として一等を減ずる取扱いをうけた(芳杰は杖八十、その他は七十)。なお、亮鴻は七名の合夥人の中にはいつていなかつたので處罰を免れた。[20] 右の事件から問題點を讀みとつていくと、(1)この糧店(米穀仲買店)の親企業は同族關係を利用した合夥であり、おそらく運送店までをふくめて、同族的な一蓮托生の空氣が流れていたと思われる。糧店は寄生地主‖商業資本の結合による農村支配機構の支柱であつたから、構成上でも經濟的にも、封建的な色彩に包まれていた事はたしかであるが、官憲との關係に示されている樣に、大きな資本を擁して商品流通を押し進めて行つた點で、小商品生産のにない手として近代化をうながす上に、一つの役割をもつていた。(2)合夥人の中に、合夥の發起人になつた陳芳杰とこれに同調した六名とでは差別があつた。前者は合夥全體を代表する樣な立場に立ち、合夥に事件があつた時に、他の合夥人が從犯とされたのに、發起人だけが主要な責任者として、重い罪科を負わされたのである。資本集中の仕事において發起人が主役となるので、店舖の代表者としての責任もそれだけ大きかつたわけである。他の六名も、合夥のメンバーとして、重きをなしており、事件をひき起した陳亮鴻が非合夥人なるが故に罪に問われる事がなかつたのに、六名の合夥人は發起人より一等さがつた罪だとはいうものの、相當な責任に問われている。この糧店は、官憲から合夥人共同經營にかかわるものと見なされたわけで、發起人とその他の合夥人では一等の差別があつたが、いずれにしても全合夥人の責任が問われたわけである。また別の視點から言うと、合夥人の中に營業の實務を擔當する者(陳芳杰)と、商賣には必ずしも關係のない六人の者との區別があつて、言わば機能資本家と無機能資本家とに分化していたのである。しかも、たまたま合夥の發起人が、機能資本家のポストを占めた爲に、廈門の貿易商では明瞭になつていなかつた機能資本家の優位が、糧店では明瞭な形をとり、資本關係でも業務上においても、店舖の中心として縱橫に活躍したのであつた。無機能資本家も、店舖の設立

及び維持の面で企業職能をもつていたわけであるが、業務の實態は陳芳杰の獨り舞臺に近かつた。要するにこの糧店は全合夥人の共同事業という點では合名會社に近かつたが、業務擔當の合夥人がヘゲモニーを握り、店舗が機能資本家を中心にして、編成される傾きがあつた點では、合資會社に近づいていたわけである。巴縣の舖戶冊において、舖主と合夥人が占めていた地位を考えると、この糧店の機能資本家及び無機能資本家の立場は、これをかなり一般的な現象と理解して、差支えない様に思われる。東夥分化型の第一形態は、合資會社に進む過渡期にあつた譯で、無機能資本家の有限責任制が確立しさえすれば合資會社に踏み切れたものと考えられる。(3)この糧店では運輸部門(運送店)が半ば獨立して、獨自の合夥を形成しているが、その責任者の一人には、親合夥(糧店)の機能資本家(陳芳杰)が兼ねて就任している。運送店の實務擔當の合夥人となつた陳亮鴻は、おそらく陳芳杰らと同族關係を有する者であろう。運輸合夥は親合夥から一應獨立しているので、糧店との間に請負契約を結んで、輸送の仕事を引受けているし、また運輸合夥として運送夫を雇つて實際の仕事を遂行するなど、獨自の計算による行爲をやつていたから、親子の二企業が生じていたことがわかる。芳杰は一人二役で、それぞれの合夥における立場を使いわけていた。運輸合夥は、東夥分化型であつたか否か不明であるが、芳杰が亮鴻と平等に業務を受持つことはあり得ないから、社會的分業はやはり持込まれていたものと思われる。仲買卸業などの場合に、運輸部門が出店を作つて合夥が二重になることは、清代では廣く見られた現象であつて、產業が分化して獨立の業種を形成して行く場合の一コースと言える。(4)

道光元年二月のことであるが、廣東の河源縣の民、曾南茂が發起人となり、同族の曾亞鐵等四名及び李映源ほか一名と相談して計七名で合夥を結成し、久社の平湖凹地に鐵爐(鐵工所)を設けた。場所の關係から曾南茂以下は工場(廠)に赴任せず、唯曾亞鐵を「在廠管賬」とし、李亞香・揚亞秀・蔣亞圓・魏東受・甘因・鍾庚龍などを雇つて爐匠にあてた。寮廠(小さい工場)とは言え、大小三つの爐を造つて、どんどん砂鐵や廢鐵を買いこみ、ナベ・カマの類や、鋤・犂などの農具を鑄造すると共に、鐵塊や鋼塊を鑄造したのであつた。一部の製品は仁和店・內海合などの鐵仲買商を通じて大大的に販

賣した。所が官憲側では苗族の住所に近い所に鐵工所を開くのは違法だと言い出し、工場側では合法性を主張して譲らず、遂に官兵が行つて爐匠蔣亞圓等をとらえた。工場の現場責任者たる曾亞鐵は爐匠らを奪いかえすことを「發起」し、官兵を拒傷するさわぎとなつた。結局、廣州府では鐵工所を私開(官の許可なく設立したもの)と斷じて、合夥の發起人の曾南茂を笞五十、曾姓の二名(亞鐵を含まず)を四十、爐匠は訊問に從わず反抗したかどで笞刑(罪を輕くして)に處し、事件に結着をつけたのであつた(亞鐵等の刑は不詳)。[23] (1)この鐵工所には七人の合夥人がいたが、曾南茂が發起人として合夥を代表する様な立場に立ち、他の六名は副次的な出資者に納まつていた。曾南茂と他の六名の合夥人の關係は、かの糧店における發起人と一般合夥人の關係に準じて考えることが出來る様で、合夥の機能資本家として曾南茂が罪を負い、一等さがつて他の合夥人が處罰されている(實際の責任者である曾亞鐵は「管賬」即ち會計主任であるため、合夥としての責任は輕かつた)。(2)寮廠と言う言葉の示す通り、この鐵工所は小型の工場である。少くとも六人以上の爐匠が雇われているが、彼等は主要な合夥人と同族的な關係をもつていないし、徒弟制度の様な封建的身分制度でしばられていたとも思えない。蔣亞圓をはじめ、爐匠の動きはむしろ積極的であつたと考えられる。大小三座の爐(反射爐)はかなり能率をあげており、鐵塊鋼塊をふくむ大量の鐵及び鐵製品を造り出しているから、分業による協業と認めて差支えないであろう。[24] 製品の種類から言つて、終局的には農民相手の商賣であり、工場の所在地から言つて農村工業であり、原料に使う廢鐵の中には農村から回收した部分が含まれているものと考えられるから、農民的商品流通と言つてよい様に思われる。しかも問屋制を背後にひかえていた點から、多分分散マニュファクチュアであつたと想定される。阿片戰爭以前において官兵とわたりあえる程強大であり、マニュファクチュアと考えられる程有力な合夥が成立していたことは、農民の解放と關連して考察すべきテーマであつて、資本主義の萌芽問題にとつて注目すべき實例だと言えよう。こうした大企業を營むについては、資本の集中が必要であるから、これには縣城在住の資本家が當り、工場はギルドにわずらわされない農村に設けて、氣力のある「管賬」が赴任して行つた譯であろう。分業が生産工程の內部にまで持ち込まれた事が、企業として成功した所以であ

るが、反面、それ故に官憲や(おそらくは)ギルドからにらまれて、彈壓をうける運命になつたのであろう。合夥がマニュファクチュアに結びつくことは、封建體制を擁護する立場から言つて、容認出來ない事情があつた事も想像される。合夥の機構が個別的分業の面において、大いに能率を發揮し得る様な、整つたものとなつていなかつたらしい事は、右の鐵工所の限界を示すわけであるが、同時に、寄生地主的分解の下における商品流通の限界もあつて、この合夥がマニュファクチュア的企業を推進するだけの條件を、十分備えていなかつたことは事實である。いずれにしても、東夥分化型合夥の成立について、個別的分業の線は十分に伸ばすことが出來ず、全體として言えば、資本・業務ともに社會的分業の段階を、大きく突破することが出來なかつたのは事實である。

合夥の分解は資本と業務を通じて行なわれるが、古典的合夥の變革過程から言えば、合夥人が單なる出資者と機能資本家とに分れ、それぞれが獨自の活動分野をもち、分業を深めて行つた所に、この段階における東夥分化型形態の特徴があつたわけである。しかし、機能資本家が事實上企業の中心におさまつたことは、ある程度さけられなかつたのであつて、この傾向が顯著な場合には合夥の形態が、合資會社の方へひきつけられる様な傾きがあつた。前述の廈門の貿易商や陳芳杰の糧店にもそれが出ているが、廣昌錢店の實例は、[20] こうした資本構造を端的に示すものとして興味深い。廣昌は嘉慶道光の頃、饒陽(江西省)に設けられた舊式銀行であつて、朱吉昌・熊卓人・宋學培の三名の「合開」にかかわる合夥である。「合夥字約」が立てられていたが、そこでは熊と宋とが朱をたぶらかし、資本(股)と業務(掌)の上において、いかにも尤もらしく見えるが、實はインチキな規定を設けていたと言う。朱はすべての資本金をあずかつて、廣昌の經營に當つていた。開店後半年ほどたつた時、宋と朱は相ついで他の地方に旅行し、熊が經理(支配人)になつた。その時、店に千餘緡の現金が殘つていた。熊が就任した數日後に、開裕和店の徐慶堂なる者が、廣昌發行の錢票(紙幣の役割をもつた手形)三百五十餘千文の兌換を求め、これに應じられるだけの制錢が廣昌にないと知つて、店の品物を運び出した。たちまち他の債權者がおしかけ、一唱百和、つかみとりの有様となつて、店は灰飛烟滅の慘狀を呈した。熊は逃亡し、店は閉鎖された。

朱の妾の餘氏は略奪の件で徐を、持ち逃げの件で熊を訴えた。一方、店の品物を持ち出さなかつた債權者達(胡俊龍等)はサギだと言つて朱を訴え、錢票の兌換請求者も店に押しかけて來て、大變なさわぎとなつた。この告訴をうけた縣では、朱や熊の出頭を求め、また千人に及ぶ人證や訊問を行つた上で、次の決定を下した。徐は禍首としての責任上、債權の全部を、その他の略奪者は債權の半分を、それぞれ放棄せしめられた上、略奪品の返還を命ぜられた。なお殘つた不渡りの錢票二千一百餘千文については、朱が經理として全額の兌換に應ずる事となり、一カ月以內に整理を行うこととして、これには廣昌錢店の財產をすべて朱に渡すこともきめられた。熊は持ち逃げの件はその事實が無いと認められたが、經理としての責任を追究され、かつ合夥契約を結ぶ際に詐欺があつたので、枷をつけて未決におき、宋をつかまえた上で對決させることにしたのであつた。

(1)廣昌錢店はその構造から言うと、東夥分化型第一形態の典型的な實例と考えられるであろう。股・掌の分化として示されている様に、資本と業務の分解が基本となり、「合夥字約」(契約書)においてその具體的な內容がまとめあげられている。合夥人は三名で、「合開」すなわち店舖の共同開設に任ずると共に、合夥の維持や負債についても、責任者となつている。合夥契約は三人の手で作製され、契約內容が公正でない時には、その責任を追究されている。(2)合夥の支配人として「經理」がおかれ、日常の業務を處理している。經理のポストは朱から熊に、更に朱にと交替している。店舖の表向きの責任者で、合夥から託された仕事を忠實に果す義務があつたのである。熊は方針を誤つて店舖に損失をかけ、且職場放棄を行つたので、刑事上の責任を問われているし、朱はそのあとをうけて店舖の債務を處理する爲、一切の錢票(紙幣)印帳簿などを受取つている。經理は合夥人の中から選任された、店舖の名目上の代表者であつたが、熊の場合は實質的には朱の「番頭」格であり、便宜上、支配人の地位に置かれたにすぎない有様であつた。(3)經理の地位にあると否とを問わず、廣昌錢店の舖主は朱吉昌である。彼は以前から元昌烟肆を經營していたと言うが、烟肆(タバコ屋)は兩替店を兼ねることが多いから、兩替を銀行業に延長して、廣昌錢店を獨立させたものと思われる。廣昌と元昌では「昌」を共通にもつており、

屋號において資本關係につながりのある事を示している。兩者に投資しているのが朱吉昌であるから、昌の出所は明白である。合夥の屋號に個人名を入れている事は、朱吉昌の舖主としての地位を證明するものである。元來、朱吉昌は福建省から資本をもつて瀋陽にやつて來た人であるが、金持であつて、前述の二千餘貫の兌換にも應じ得る經濟力をもつていた。錢店の出資について、朱が發起人であつたのは勿論であるが、業務の面でも經營の擔當に任じたのであつて、同じく資本家と言つても、熊・宋とは區別して考えられる條件があつたことは明らかである。しかも朱吉昌は、自分の名の一字を與えた錢店に對して、單に發起人であり經理人であるという、制度的に認められた一般的な權利義務以上の關係をもち、この點を合夥契約文書に明示していたのであつて、「股(資本)掌(業務)の上において」朱吉昌だけに特別な條件がつけられていたと記されている。その條件の中には、結果的に見て熊宋の詐僞行爲だと言われている様な事項をふくみ、缺損の際は朱が不平等な負擔を背負い込む規定になつていたわけである。この場合、缺損を背負い込むという以上、錢店の經營や利益金分配についても、朱に特別な權利が認められていたものと思われる。すなわち、朱は發起人としての立場だけでなしに、經理でない時にも機能資本家たる實權をもつており、從つて合夥が損失を被つた場合にも利益があつた際にも、最終的な責任又は功績を一身に引受けることになつていたのである。この事は單に「字約」の規定に記されていると言うだけではなく、店舖の實際の動きの中から、逐一檢證することが出來る。まず業務の面で言えば、資本金はすべて朱が握つていたと記されており、後に經理の地位を熊に讓つたときでも、資金の一部(一千餘緡)を店に置いただけで、大半の現金(錢店の發行していた手形だけで四五千緡あつた)は朱が持つていた程である。朱の勢威は、合夥の內外が等しく認める所であつて、錢店が破滅しようとした時、朱の妾が勝手に(合夥人でもない者が合夥にはかる事なく、朱の關係者というだけの因緣で)合夥の意志を代行する様な形で、他の合夥人(熊)や合夥の品物を運び出した第三者(徐)を告訴しているし、他方では錢票の兌換を求める一般民衆(胡など)が、合夥(錢店)乃至はその經理(熊)を訴えるのではなしに、形式的には一合夥人にすぎない朱をサギだと言つて告發しているのである。廣昌錢店が朱の壓倒的な勢力の下におかれていた事を、朱

の側でも他の合夥人も第三者も等しく承認しているのでなければ、事件のはこびが右の様にはならなかつた筈である。東夥分化の第一形態に於ては、屋號の物語る通り、端的に言つて錢店が朱の店であると言う印象を與える程、機能資本家の力は強大であつて、保甲冊が舖主を戶主＝家長に擬しているのも故なしとしない。もつとも全合夥人が廣昌錢店を動かしていた事も事實であつて、熊と宋は、無機能資本家なり、あるいは支配人として、終始活動しているし、朱自身も東夥分化型合夥の原則に立つて行動していたわけで、現に事件の直前に、經理の席を熊に讓つている程である。その交代の直後に事件が發生したのであるが、これは熊が經理となつても錢店の機能資本家としての實權を掌握することが出來ず、そのすきまを債權者にゆすぶられて、店舖の危機を招いたわけである。事件は朱の歸任で解決された。朱や熊がどこまで自覺していたかは疑問であるが、客觀的に見ると、彼等が舖主と支配人との差異を輕視し、支配人が單純に機能資本家の役割を引繼げるものと考えて熊を任命した結果、事件が起つたのであるから、無機能資本家を不用意に登用した所に原因があつたと見なし得るであろう。そのあとで東夥分化の本質を正しく理解して合夥の實態をそのまま管理機構に浮び上らせ、朱の錢店に對する絕對的な責任(＝權利)を明確にした結果、事件が納まつたのであるから、少くともこの合夥では實質上の機能資本家(朱)のヘゲモニーを確立して行く方向が、業務の維持にとつて必要であり、合夥の進むべき路線であつたわけである。(4)こうした事情の下で、熊宋などの合夥人の實質上の地位は、合資會社の持分資本家に近い存在となつていた様である。錢店が瓦解したとき、朱熊宋の出資金は合夥財產として第三者への補償金にひきあてられたが、補償金の處理は朱が合夥の舖主として全責任を引受け、合夥財產をも含めて、すべての處置を朱が個人の責任で果すことになつたわけである。朱は出資額を越える、無限責任の負擔を甘受し、無限責任合夥人(合資會社における機能資本家)としての任務をになつたが、熊宋は合夥への出資金を放棄せしめられただけで、それ以上の責任を追求される事はなかつた。裁判に關する記錄の示す限りでは、熊宋は有限責任ではなかつたかと考えられるし、假に無限責任であるにしても、出資金を越えた負債については、第一次的に朱が全責任を負い、それで不足した際に累が熊宋に及んで來るという順序であつたと解釋せ

ざるを得ない譯であつて、いずれにしても、朱の場合とは異つた責任の下におかれていた事は、動かし難い事實である。こうした點から、廣昌錢店は朱吉昌の店であると批評する事も出來るわけで、朱が無限責任組合員として活動していたのに對し、宋熊は補助的な合夥人と言う立場に置かれ、どうかすると有限責任ではなかつたかと疑われる程であつて、全體として合資會社にかなり近い形態になつていたことは否定すべくもない事實であつた。(5)廣昌錢店が團體性をもつていることは、錢票發行に伴つて合夥が債務をもち、その處置を合夥自體がつけていること、即ち、合夥に對する債務と、合夥人に對する債務とを、明らかに區別していることによつて、立證できる。この點を更に細かく分けて言うと、債權において合夥が無機能資本家に對抗し得る獨立性を持つていたことは、宋熊兩人の出資金を、合夥資本の一部として合夥の支配下においたことから察せられるが、その合夥財産を朱に引き渡すことも、特に規定しているから、合夥が機能資本家から獨立した團體性をそなえていたことも、認められてよい樣である。また、合夥財産は、錢店の維持等にあてる爲の特別財産として、あらゆる合夥人の個人的な財産から區別されているのであつて、熊が經理であつた時、合夥の財産を略奪したと言う訴えが(後で無實とわかつたが)出された事もある。合夥人が三人とも合夥財産に對して持分を有する事は疑をいれないが、合夥目的に拘束せられていたので、錢店の破産に際し、どの持分も單獨で處分乃至分割されることなく、合夥の債務履行の爲にひきあてられている。合夥が團體として錢票の發行などの行爲を行い、またそれに伴つて生じた第三者に對する義務(錢票の兌換)を果していることは言うまでもない。こうした點から、廣昌錢店は團體形態 (Gesellschaftsformen) から言うた場合、合手組合 (Gesamthand) に屬することは事實であるが、ジルバーシュミット W. Silberschmidt のひそみにならうと、「契約に基いて成立する所の資本的結合 Kapitalvereinigung」であるから、分類的にはコンメンダ＝ソキエタス形態 (Commenda-Societas=Form) と言うべきであり、しかも法人格にかなり接近した團體性をそなえていたのであつて、會社組織への編成替えが行なわれ、無機能資本の有限責任制が明確になりさえすれば、合資會社 (Kommanditgesellschaft, limited partnership) になることが出來るという所まで、進んでいたわけである。(6)

合夥人の分解が進行していくその第一段階では、古典的形態における合夥人の機械的平等がやぶれて舖東（無機能資本家）と舖夥（機能資本家）に分化し、舖東は主として資本を集中する仕事を受持ち、舖夥は主に企業の業務を擔當することになつたわけである。これは社會的分業にもとずくものであるが、分化と分業の波は舖東や舖夥の內部にまで及び、舖東では各人の出資の金額や時期がまちまちになつたのは元よりのこと、同じく舖東と言つても店舖の經理人もいて、合夥に對する責任（發言力）を異にする場合が起つたのであつて、不均等が顯著になつている。資本の集中を強化していく爲には、いろいろ違つた條件をもつ舖東を迎える必要があつたわけである。舖夥の側は企業能力を買われてその任についたのであるが、舖夥が二人以上いる場合は仕事の分擔が可能であるし、企業自體が分業化して、いくつかの專門の合夥が生れ、業種の分化獨立を促す傾きさえ現われ始めた。舖夥は機能資本家として店舖における家長の地位を占め、無限責任を負つていたのである。また合夥人の分解が資本（股）と業務（掌）の分解であり、資本家を業務から解放すると共に、資本を業務と言うヒモからとき放つて單純な貨幣資本の出現を促したわけで、無機能資本が有限責任化する傾向を示した點も重要である。資本が價値法則に一層接近した形態をとるに到つた事は、資本家と賃金勞働者との分化を用意したものと言える。合夥の分解は小商品生產の發展によつてうながされたものであり、資本の集中と分業を高度化していく必要から、古典的形態を東夥分化形態に切替えて、合夥を時代の要求に合致させるに到つたものと言えよう。合夥人の分解は農業における寄生地主的分解に對應するもので、豪農の形成と不可分の關係に立つている。又前記の糧店＝運送店や錢店＝烟肆の例にある様に、聯號（チエーンストアー）が成立した事は、大地主制の發達と密接な關係がある様に思われる。[20] 資本の發達段階としては、やはり小ブルジョアの枠內にあつたと言うべきであつて、營業の內容から言えば、前期的な商工業や銀行業が多く、合夥人が同族的結合に依存する度合が高かつた上に（ヨーロッパでもソキエタスや合名會社の場合は血緣關係を地盤とするのが普通である）、東夥の別にもかかわらず、全合夥人の共同事業と言う共同體の線が確保されていたのである。資本は合夥人による合有と目され、團體性の點では各合夥人の個性がそれほど尊重されない程度に高まつていたが、法律

的には「組合」の域を脱し得なかつた。もつとも、合資會社に近い姿勢にあつたと言えるかも知れない。

以上の如く東夥分化型の第一形態は、全體としては前期的性格が濃厚であるが、個々の要素をつぶさに檢討して見ると、小商品を乘越えてマニュファクチュアに進み、ソキエタスから合資會社に發展する可能性を包藏していたと言わねばならないのであつて、まさに注目に價する點である。近代資本は有限責任をその特質とするが、廣昌錢店の例にある様に無機能資本家の中には有限責任と見まごうものさえ現われている。また合資會社は機能資本家の強力な活動を前提とするが、合夥の場合も有力な業務擔當合夥人が現れて專制的な力を振う様になり、その風潮が次第に擴大する傾向さへ生れていたのである。官憲もこの様な機能資本家の立場を認めて、その權利と義務を強調する有様であつた。經理などと呼ばれた支配人は、機能資本家がその地位を占めるのが本來の姿であろうが、他の舖東が就任することもあつて、後者の場合は機能資本家の代理人格であり、いずれにしても機能資本家の專制體制の道具として役立つ機構になつていたのである。すなわち、經理は一面では合夥の機關となり、合夥の損失などについて法的な責任をとると共に、その權威を機能資本家の勢威と直結させ、機能資本家の權利と義務を擁護する形において、機關としての役割を果していたのである。合夥の中にはマニュファクチュアを經營するものもあつて、社會的分業から個別的分業に進展する形勢を示している。唯殘念乍ら、こうした近代資本への要素は、正常な伸長をとげる事が出來なかつたのである。合夥の構造から見た場合、資本集中なかんずく分業の線をのばして行く爲には、東夥の分化と股掌の分化が、機能資本家と無機能資本家、無限責任と有限責任に、それぞれ分解を遂げる必要があつたのであるが、そうした形をとることが出來ず、持分・機能資本家の形成や價値法則の貫徹において、自己を完結する事が出來ないでしまつた。分業の點で言えば、舖東は店舖の設立や維持について企業的な職能をもちつづけたから、コンメンダにおける貸主 commendator の様に、資本を委託する (commenda) というだけの關係に、割り切ることが出來ず、從つて本來は無機能資本でありながら、企業職能に伴う無限責任を背負い込まされる傾向を帶び、ヨーロッパの場合の様に、有限責任にふみ切る事が困難であつた。舖夥の方も企業職能の一部を舖東に委ねてい

る爲に、すべての機能を掌握することが出來ず、コンメンダにおける借主 tractator, portator, commendatarius の様に業主 capitaneus となり、資本家(會社重役)となつて、自己を完成することが、今一歩の所で出來なかつたわけである。資本集中で言えば、資本家の分解にもかかわらず、共同體の分解が行なわれなかつた爲に、有限責任乃至株式の成立が甚しく阻げられた。東夥分化は資本の商品化をすすめたが、未分化のままの古典的合夥の要素を癒着させて、分解を徹底させなかつた爲に、近代資本の萠芽としてスッキリしないものを感じさせることになつたのであり、共同體の制約が思いもかけぬ重大な結果を、ひき起す原因となつていたのである。[33]

最後に、以上の敍述では合夥の問題を、ほぼ商工業の場合にしぼつてのべてきたが、東夥分化第一形態は他の諸産業でもかなり廣く採用されていた様である。臺灣私法によると、開墾を行い、或は灌漑用水を設け、製糖事業を起す場合に合股(合夥)による農業經營が行われることが少くなかつた。造林・植林等を目的とする林業の合股もあり、養魚池・石滬などの構築や地曳網・刺網その他の漁網の購入を目指して漁業の合股が結成されたことも多かつた。合股の方式は色々であるが、出資者(特に地主)と事業擔當者が共に合夥人となる場合があつた事がのべられている。[34] こうした事實を十分に評價した上での事であるが、東夥分化型の實例は、商工業と農業では、前者の方に比重があつたことは否定できず、寄生地主的分解の問題は地主よりも資本の方に重點があり、小ブルジョアの活動を中心として展開していたわけであるから、商工業合夥の存在が中心であつたと見て差支えない様である。

三　持株の分解と株式化の挫折

[illegible]合夥の第二の形態は、合夥資本自體が分解して、持株(股)が本股と人股とに分化した構造になつている場合を言うわけである。合夥自體はすでに第一の形態において分解を進め、一面では東夥の分解となり、他面では股掌の分解となつて、人間及び業務の分化は一應達成されているが、この趨勢が更に持株自體の分解に到達するわけであつて、ここ

に東夥分化形態が形の上で完結することになるのである。持株の分解は、東夥の分化が人間の面から資本の面にまで及んだということを意味し、股掌の分解が持株の面にまで立ち入つたとも言えるのであつて、いずれにしても合夥の分解の深化には違いないのであるが、逆に言えば寄生地主的分解の枠の中で體制を整えているだけで、近代資本への切替えが出來ておらず、分解が合夥の前近代性を墨守することに役立つている點も見逃す事が出來ない。制度的に言えば、第一の形態では出資金（本錢・本銀）に對應する持株（股）は、東夥のどちらが持つている場合も、單に股となつていたのに對し、第二形態になると、本股（銀股・錢股・財股）と人股（身股・生意）とに區分されたのが特色であつて、本股は舖東の出資金を意味し、人股は舖夥の持株であつたわけである。本股と人股はその性格を異にしており、從つて兩者の權利と義務を調整することにより、合夥の構造を合手的組合として維持することが、この形態では重要な課題となつた。なお持株の分解の時期は少くとも阿片戰爭以前に遡ることは確かであり、嘉慶道光期の變革につらなる問題だと言うことが出來る。[55]

東夥分化型合夥の第二形態の實例を紹介してみよう。樊山批判に出て來る話であるが、[56]光緒廿一年正月、渭南西關に設立された泰盛魁という碗店は、[57]舖東（東家）の譚泰盛が、同鄉人（山西臨晉）の餘禎錫を招いて舖夥とし、合夥で開設した陶器仲買店である。二人は各々九十五串を出しあつて、百九十串の資本を作り、店や家具を整えたわけであるが、合夥としては譚は銀股をもち、餘は人股を與えられ、「人銀各半、有利均分」「人銀各半」という條件を、とりきめていた。二年たつた時、突然譚が餘を告發した。この間に餘が合夥の金を一千六百餘串もごまかしており、帳簿にその證據があると言うのである。當時秦中の長官であつた樊增祥（樊山）が、どうもおかしいと感じたので、渭南縣の總約（町內會連合會の長）と、西關の十二家行頭（ギルドの役員團）とに合同調査を依頼した。餘の話では、二年目の末に決算を行つた所、現金・賣掛金、在庫品見積で合計七百餘串の殘高があり、二年間で五百餘串の黑字になつている。そこへ突然、東家の訴えが出たわけで、全く驚いていると言う。總約行頭からは、餘の言う黑字も事實だが、帳簿上では千何百串の金が行方不明になつているのも事實であつて、眞相は究め難いと言う報告が來た。これを受取つた樊山は、關係者や帳簿を全部集めて、眞相

の究明に乘出した。百九十串の資本で千六百串の行方不明金と、七百串の利益金を作ること、つまり二年間で二千三百串以上の純益をあげる事は不可能と思われる。帳簿を調べてみると、一應は告訴の通りであるが、一件一件に當るとでたらめなつけ方である。元來、この店には、餘が文盲であるために、譚から任命された帳簿掛（寫賬）の温林鴻（臨晉人）がいて、專らその事に從つて來たのであるが、温は事件勃發の少し前に、譚のさしがねで鄉里に歸されている。つまり譚が利益金を全部一人じめにしたいために、温に命じてデタラメな帳簿を作らせたことは明らかである。そこで判決は下された。「泰盛魁は二年間に五・六百串も、もうけ（賺錢）ているのだから、最初の契約通り、合夥は餘禎錫に『人分』の三百串を與えて勞に酬いることとする。但し、餘は右の間に百三串を店舖から受取つているので、新たに支給する金額は差額の百九十七串である。帳簿は譚が服心の温に命じてデッチ上げさせたものであり、餘の全くあずかり知らぬ所だから、この帳簿は縣がとりあげて抹殺する。譚は重笞の上獄につなぎ、右の錢を餘に支拂つてしまう迄、釋放を許さない」と。こうして事件は落着したのである。

「合夥」泰盛魁は、東家・舖夥の双方の出資によつて成立した店で、東・夥は同額の出資金を出していた。等額出資は古典的合夥の名殘りであると考えられる。東家は舖夥や寫賬をつれて來て店を開設するのだから、店の資本家ではあるが、平素は店の經營に直接關與することなく、帳簿を點檢して利益金の正當な分配をうけることが、主な仕事となつており、「業務の特殊な一部分だけを受持つている無機能資本家」と規定できる。東家は出資金を出すことが店に對する主要な任務なので、その割合には有利な利益配分を得ていたわけであるが、譚は渭南で古くから活動していた商人であり、自分の名（泰盛）を冠して店名とし、店の信用のバックとなつていたので、これが利益金の折半を要求することに根據を與えていた樣である。總約や行頭が大體の眞相を知り乍ら、最後の責任を廻避したのも、譚の地位がそうさせたわけであろう。他方、餘はもともと、端切や鞋底を賣つていた貧しい商人であるが、誠實を見込まれて舖夥となつたものである。顏は餘りきかないが、經營を擔當し、平素の業務については一切を掌握していたのであつた。責任能力の上で不十分な點があり、

店の運営上、東家の制約をうけたにしても、とに角機能資本家と言える存在であつた。無筆にもかかわらず、温の偽作した帳簿よりはるかに正確な経理の實狀をそらんじていた。資本の構成としては、信用を背景にもつ東家(舖東)の出資金が銀股となり、經營能力を背景とする舖夥の出資金が人股となつていた。泰盛魁の例では東家(銀股)と舖夥(人股)は、合夥への貢献において均衡を保持し、五對五の割合で利益金の配分をうけることが契約され、且つ貫徹できたのである。舖夥は東家と同じように給料を受取らず、資本家として利益配分金のみを受け取るたてまえであり、從つて舖夥・東家には、平素の生活費にあてる爲、配分金の前借りが認められていた。餘の場合はその前借り金が二年間で總計百三串に達していたのである。東・夥は合夥から借金する資格を公然と認められていたが、利益金配分の際に、銀股又は人股に對する配當金の中から借入額だけを差引くことで、決濟を行うことになつていた。舖夥には給料の支給が無く、それを支給されていた從業員とは、雇傭でない點で對照的であつた。合夥人のうち、舖夥は出資者であつて從業員ではなく、人股が資本に對應する持株であつて賃金でないということは、一應はつきりしていたが、同時に東家(銀股)とも違つていたのであつて、合夥が利益配分金として百九十七串を餘に渡す際に、「その勞に酬いる」と言う言葉が使われているのでもわかる通り、人股に對する利益配分金の中には、舖夥の勞務に對する報酬としての要素が、いくらか込められていたのである。この點は銀股が寄生的であるのとよいコントラストをなしている。東家が無機能資本家であり乍ら、泰盛魁の主人づらをしているのに對し、舖夥は機能資本家と言うものの、勤勞者として遇せられる傾向を幾らか帶びていたわけで、そのことは餘の前歷、合作の事情と屋號、店内での日常の仕事の性質などを通じて言えるのである。もつとも契約書の表面だけを見ると、東夥が合夥人として協力する條件が目立ち、舖夥は資本家としての姿勢をくずしていなかつた。合夥では信用とか經營とかの要素がからんで分業が生じた爲、出資者の中に階級的な差異が持込まれる傾向をはらみ乍ら、組合「共同體」としての體制を維持することが出來たわけで、そこに前期的資本の持つ仲間性の強さを見ることが出來る。この「共同體」は仲間的な横のつながりを持ち、同鄉關係(臨晉幇)によつて結合力が強化されていたから、少なくも機能資本家を合夥人とし

て意識させ、店舗への協力に巻き込む力をもつていた。それでいて、實際には眞の共同精神は生れていなかつたのであつて、店が利益を擧げた時、東家は計畫をめぐらして舖夥を馘首しようとして失敗したわけである。これは寄生資本の本質を暴露したものであるが、そこには同時に、舖夥の地位のかたさを見る餘地が殘されていると判斷して差支えあるまい。

泰盛魁合夥の基本問題は、持株が銀股と人股に分化している點にあるわけで、「人股と銀股が合夥を構成し、合夥に對する責任能力を五對五とし、利益の配分を行う時にも人股と銀股とで五對五に分ける」ことを固くとりきめているのである。この契約は官憲からも支持せられ、後になつてその實施を強制するために、舖東を獄舍に監禁しているほどである。第一形態に比較すると、合夥が東夥で構成された點に、變りはないのであるが、資本構成の上から言つた場合に、第一形態では合夥人の出資金に對應する持分が、直接、合夥の構成要素となつているのに對し、泰盛魁では合夥が銀股と人股によつて構成され、合夥の責任も銀・人股が五對五で受持ち、利益配分の時も同樣であつて、舖東や舖夥の出資金は、銀股又は人股の內部的な條件に轉化しており、言わば第二次的な構成要素になつてしまつているのである。卽ち第一形態であれば合夥は各人の出資に對應する持分によつて構成され、個々人の持分の大小(出資金の金額)が問題とされているのに對し、第二形態の合夥は銀股と人股で構成され、銀・人股の持分の比率が問題(この場合は五對五)であつて、個々人の持分は直接合夥につながつていない。股が銀・人股に分解した結果、各自の出資金は銀・人股のどちらかの中に吸收され、銀股又は人股の內部の要素となつて、合夥に直結しなくなつたわけである。尤も泰盛魁の場合は、銀・人股が一株づつで、しかも同額を出資しているから、人銀股で五對五に分けるのと、各人の出資額で計算するのと、結果的には同じことになるのである。しかし原理から言うと、泰盛魁の出資の條件は、合夥人が出資額に應じて責任をもつのではなく、「人銀各半・有利均分」の約束になつているのであつて、假に出資者の人數なり金額なりに不均等があつても、人銀各半の條件が、合夥を第一次的に規制する條件であることに變りはなく、この點こそ第二形態の特徵とも言うべき制度上の特質を示しているのである。

合夥における資本の構造を、より的確に知るために、判語錄存に見える、[88]宜陽縣の一雜貨舖の場合を紹介して見たい。[89]

(1)この店は最初、道光元年に開設され、二合號と言う屋號を名乘つていた。店舖名の示す通り、二股の合作にかかわり、うち一股は趙鳴傑が持ち、他の一股は趙鳴鵾・趙鳴鐸の兄弟で持つていた。鳴鵾たちは鳴傑の堂弟(父の從弟)にあたるから、この合夥は同族内で構成していたわけである。兩股はそれぞれ百六十千文を出資しており、それがすべて「本錢」すなわち銅貨だての資本金だつたのであるが、ほかに外欠公賬(合夥外から借りた金の公式帳簿)があつて、實際には五百千文ぐらいの資金を擁していた。この時期は出資と經營が分化していない、古典的形態だつたわけである。(2)道光五年に趙等は王振京を招いて合夥關係を結び、屋號も「三益號」と改めた。王振京の地位は舖夥で、三益號の經營責任者であるが、お雇の支配人ではなく、今まで二合號が「外欠」に頼つていた百八十千文を、王が肩代りして出資することにより、機能資本家としての役割をになつたわけである。この結果、三益號の資金は五百千文の全部が本錢となつた。王振京は出資者であり、「合夥」のメンバーであつたが、經營の實務を受持つという立場上、その出資金に對して「人股」を持つことが定められた。猶、王が受取つていた配分金の中には、勞務に對する報酬の意味も幾分か含まれていたのであつて、人股は機能資本家の持株の特異性を示していたわけである。これに對し、二合號以來の出資者である趙は、店舖の開設と維持に責任を持つ無機能資本家として財東の地位を與えられ、「本股」を持つことになつた。人股・本股は共に資本であるが、資本としての取扱いを異にするわけで、合夥における社會的分業の反映である。合夥が利益をあげ、又は損失を被つた時には、金額を「本六人四」すなわち本股が六割、人股が四割という割合に分けて、これをそれぞれの舖東・舖夥で受持つことが定まつていた。三益號の開店に當り、「合同」(契約書)が作製され、この中に上記の様な合夥及び合夥人・本股・人股の權利義務が明記されたのであつた。(3)その後、三益號では增資計畫(倍股)が立てられた。趙鳴傑は新に三百千文を出資し、舊來の出資金と合せて四百七十千文の「本錢」をもつことになつた。所が鳴鵾兄弟は二百千文しか新に提供できないので、さしあたり、三百六十千文の出資者となり、財東の二股間のバランスはこわれた。(4)この問題に仕末をつけるため、道光

八年の決算期を選んで、出資内容を整理することになつた。本股については、鳴鵾などが金を出し得る限度の三百六十千文（舊來の資本金を含めて）をもつて一股とし、鳴傑の場合は彼の出資金合計四百七十千文のうち、百十千文だけは別枠に移して、殘りの三百六十千文を本錢と認めることになつた。人股側の王振京は、追加分を合せて四百八十千文の「本錢」を割振つてもらつたので、合計一千二百千文が合夥の資本金となつたわけである。別枠の金は三益號が預かつた上、店の名前で舊式銀行（最初は統萬號、後に舒泰號）にあずけ（預金）、その利息もやはり三益號が該店から受取る形式になつていた。新契約ではこの百十千文は合夥が鳴傑から借入れたもので、合資の資本ではないが、預金であつても合夥の資金として取扱い、第三者に對しては（鳴傑個人の問題ではなく）合股の責任において處理をつけるという行き方をとつていたのであつた。このほか三益號が管理していた資金には、二合號から三益號にあずかつた金が卅二千文、鳴傑からの預金が十五千文あるが、これ等もすべて資本としては取扱われていなかつた。(5)道光九年に鳴鐸は死亡した。(6)十年二月、合夥の大決算期にあたり、鳴傑は三益號から出資金の大半をひき出したいという申し出を行つた。これには二合號の舊賬をもち出して計算の基礎とするたてまえをとり、後で出資した三百千文を回収したいと主張し、同時に出資金關係の帳簿をなおして金額の改訂（二十千文增額）を行い、更に支拂い帳とあずかり帳の更正をせまつた。そこで三股の合夥人が集つて店の決算をやつてみたところ、結果的には大赤字で、合夥人は資本金を全部はき出しても、なお且、九百千文の債務が殘る計算になつていることがわかつた。あわてた鳴傑は、舒泰號にあずけてある例の別枠の元利金をそつくり赤字補てん金にあて、彼の息子が三益號から借用していた二十九千文も返濟することを申出た。これを知つた鳴鵾は三益號の經營を引受けたいという希望を表明し、鳴傑はとに角三百千文を回収したいと思つてこれに賛成したので、四月に中人の杜雲奇などが仲に立つて「合同」を作製した。交代は終り、鳴鵾は商品を賣り始めた。(7)この段階になつて鳴鵾は帳簿の引繼ぎを拒絶した。筆跡を見ると、改ざんを加えたあとがあり、弊端の存する疑があると言うのである。遂に舖東の双方から告訴がでて裁判沙汰となり、縣を經て府に持込まれた。(8)府の判決はこうである。商業經營においては、必ず出資の金額に見合つて、損

失の負擔額を定むべきものである。三益號は鳴傑・鳴鵬と舖夥の王振京が、中人の杜雲奇等に保證人になつてもらつて、損失金の負擔率を決定しているが、本股六、人股四の割合で、按分比例により、三股が公同で分擔するものとされている。さきに鳴傑が餘分に出した百十千文は、鳴鐸等が出資し得なかつたものだから、これは別に預金したものと認めるのが正當である。この分は資本でないから鳴鐸に返還することになろう。そうした場合、鳴鵬としては、事ここに到つては三益號のあとを引受ける意志がないと言うのだから、その點は強制出來ない。自然、三益號は解散することになるので、鳴傑のみが、三百千文の抽股(資本金の引上げ)を行うことは道理から言つて認められない。帳簿の書きかえや誣告等の問題は、双方に言い分があるが、兄弟のことであるし、鳴傑の恩に基いて、全部取下げることにきめる。外部に對する借金と未回收益金は、合夥人がクジビキでそれぞれ責任分を引受け、三益號にある商品は(鳴鵬が引受けた後に賣買したもので、當然彼の所有に歸すべき商品だと認められるものを除いて)、出資金に應じて合夥人に分配する。以上の様に決定するというのである。

この雜貨舖の十年の記錄は、いろいろなことを教えてくれる。(1)二合號から三益號への改組は、個々の合夥がそれ自身、發展をとげて行くことを物語る實例である。この間に飛躍を伴つた質的な變化を遂げているのであつて、古典的合夥から東夥分化型に移行したわけである。卽ち二合號の股は、三益號では本股人股に分れ、社會的分業をとげた型にと推轉している。これは一つの店舖の歷史において、個體發生の歷史の中に、系統發生の歷史が包藏されていることを示すものと言つてよいであろう。[40](2)三益號は三股の合夥によつて構成された店舖で、そのうち、本股が二股、人股が一股となつている。いずれも「本錢」とよばれている資本金を出しており、店舖が利益をあげた時の配分金も、損失をうけた時の補塡分擔金も、本錢を出しているものだけが關與することになつているから、本股人股ともに資本としての責任を負つていたわけである。三人以上の合夥であることも、舖夥(人股)が現金による出資をしていることも、清代合夥の普遍的一般的な特色だと言つてよい。本股と人股は、本錢を出している點では同一であるが、質的には差別があつて、損益の計算をつける時、

いきなり両者を通じて出資金に比例さすのではなく、あらかじめ契約の出來ている、本股・人股それぞれの分擔比率（ここでは本六人四）に從つて、全舖東と全舖夥に對する割あて總額を決定した後、各人への按分額を、その各々の枠内で出資金額に比例して計算することになつている。本六人四は、合夥における本股・人股の損益分擔比率としては、最もありふれたものである。三益號では各人の持分（出資金）に先んじて、まず本股と人股の總持分（權利）を六と四にする事が、條件になつていたのであるから、合夥の資本は合夥人の出資金に直結するのではなく、合夥の持株が本股と人股によつて構成されていた事は明らかである。右の出資金の大きさは、本股は三百二十千文、人股は百八十千文で、嚴密に言えば、六十四對三十六となり、六對四に符合しないわけである。勿論、近似した數字であることは確かだから、本・人股の比を六對四にした場合に、出資金の大小がかなり影響したことは事實であろう。しかしここでは、第一形態とちがつて出資金額と相違する配分比率をきめた點が重要視されるのであつて、本股・人股の別が出資金の大小ではなく、別の根據によつて一定の比率を決定しているのである。言いかえると本股と人股では同じく一千文と言つてもそこには比重に差違があり、價値としては本股の一一八五文が人股の一〇〇〇文に相當するわけで、質的に相違していたのである。[40] 持株の分解によつて本人股が生じた結果、合夥人個々の出資金の大小よりも本・人股の比が優先することになり、合夥人は第一次的には本股・人股の別に從つて權利義務をもつているわけで、出資金の額がそのまま合夥に反映するのではない。この様な持分の分解は價値法則の貫徹に逆行するものであり、資本の有價證券化を不可能にしたものと言わざるを得ない。(3)三益號では、本錢については利益金の配分と損失金の分擔とを強く結びつけ、人股についても本股と同じく、本錢の原則を尊重していた。これに反して、本錢以外の資金は合夥の構成要素から切離して扱うことが一般の慣例となつていたのであり、官憲もこれを支持する方針をとつていた。かの別枠の資金でさえも、本股の資本からは切離して考えられ、合夥の損益計算とは全く別箇に、獨自の運營方法がとられていた。そのため合夥解散に際しては、合夥の一般債務なみに扱われ、資金の提供者である合夥人にあつさり返濟されている。「本錢」であれば、自動的に損失補償にひきあてられるばかりでなく、それで

も不足すれば、合夥人が手段方法をつくして合夥負債の皆濟につとめたのであつて、その實情が、前記の(6)(7)に報告されている。これによつて本錢が無限責任の資本だつたことは明らかである。(4)本股というのは本來の資本金に對する持株という意味らしく、三益號ではこれをもつ二人の舖東が資本關係について、第一次的な發言權をもつていた。合夥の發足の際には、舖東がその中心となり、舖夥を招いて合夥人の組合を作つたわけであるし、發足後においても、合夥契約に基ずいて出資のとりきめや、その變更に就て常にイニシアティブをとり、また合同の作製や、各種の帳簿の點檢ならびに書替なども、概ね彼等の手に委ねられていたわけで、特別に虚僞や破廉恥なことがない以上、舖夥は以上の問題については文句を言わなかつた。もつとも舖東が企業の實際面に關心をもつたのは、主として本決算(算賬)の處理についてであつて、これには舖東が店に乘込んで行つて大さわぎをやつている。三益號の紛爭事件が、殆んど舖東ばかりの活躍となつているのは、主としてこの爲である。舖東に對して、資本についての發言權を保障したのは、無機能資本を保護することによつて、資本集中を容易ならしめる爲に、特に考慮したものといつてよく、その反面、合夥の平素の取引業務などに舖東が關與する事には制限が多くて、殆ど無意味に近かつたのではないかと思われる。なお、舖東が死亡したとき、本股については家産相續が行われ、相續人が自動的に合夥人と認められたことも、三益號の實例によつて明らかである。(5)人股は經營責任者に與えられた持株である。出資金のうらづけがある點では本股と同じであるが、その出資は資本集中よりもむしろ舖夥を合夥に服從協力させる爲の積極的な條件の設定として、意味を持つていた。社會的分業に比重があつたことは、經營者としての人間の力量が買われ、これに附與された株という意味で、人股とよばれたことでもわかる。前にも述べた様に、人股は合夥の構成要素であり、合同作製や算賬にも重要な役割を受持つている。しかし舖夥の存在意義は店舖の經營者としての立場にあつたわけで、外部に對して合夥を代表し、取引については元よりのこと、從業員の指揮などもその職務となつていた。平素における資本金の保管と運營は、もちろん人股の任務であつた。これ等の經營權は「合同」によつて舖夥に委任されたのであつた。人股は機能資本と規定できるが、資本としては出資金以外に經營能力とか經營實績とか

言つた人的要素が含まれているので、價値として割り切られておらず、持株としては本股に比して從屬的な立場に立たされていたことは否定出來ない。舖東が資本についての發言權において優越性をもつていた事は、舖夥の從屬性を物語るわけであるが、その利益配分の權利も現實に實績をあげた場合にのみ適用をうけ、逆に赤字でも出せばそれを主としてかぶらされる事になりがちであつて、同じく無限責任と言つても、實質的には輕重があつたと考えざるを得ないのである。(6)合夥の契約書「合同」には、すべての合夥人の契約關係を一應明確にするに足る內容がもり込まれている。合夥人全體の相互の契約であつて、本股・人股をもつもの全體の合意を前提として、東夥の權利と義務を規定している。三益號の合同では「中人」を立てているが、中人は契約のとりきめ方について相談に乘り、各人の意見をたしかめ、合同記載事項について合夥人が納得していることを保證する任務をもつていた。發言力に輕重はあるにしても、合同の契約當事者は合夥人全體であるから、どの合夥人も添股（新たに股を增し新合夥人を迎え、それだけ增資すること。例えば道光元年度に行われている。）倍股（股の數を動かさないで、一株あたりの出資金を增すことにより、實際の資本總額を增資すること、例、道光五年度）抽股（股を撤消又は減少し、それに相當する資本金を引出すこと、例、道光十年度）などを申し出る自由をもつていたが、これを「合夥」が決定する場合には、原則として他の合夥人全體の同意が必要だつたから、實際には他の合夥人との取引により、お互に損得がない様な條件を案出しないと、承認が得られないのであつた。また、契約內容の變更を申出るのは、大決算期に限られ、改訂期が來るまでは、合同の遵守が皆の義務だつたわけである。合夥人の間で改訂の相談がまとまれば、新合同が作製され、舊契約書は新契約書と相まつて一連の文書として殘つた。事實上、新契約に等しい様な「合同」が作られた時は、屋號の變更を伴うことさえあつた。このような事情から、合同と言つても一つの契約書だけでは資本內容が明らかでない場合があり、系譜を辿つてその店舖の祖先の姿を解明する必要もあつた譯である。(7)合夥の內部的結合を見ると、二合號・三益號と言つた店舖名は、合夥人の互助協力の精神をあらわしたものであるが、皮肉な見方をすれば實際には協力が困難であつた爲に、特にこうした名前をつけたのだとも考えられる。東・夥又は本股・

人股の關係は、資本の集中と社會的分業を通じて協力しあうと同時に、寄生資本（東）と業務關係（夥）の利害が相反するという面を持つていた。仕事の上でも、東夥の團結がうながされていると同時に、互に牽制しあう體制になつていた。こうした矛盾が合夥の中に內包されていて、その發展と解體をもたらす原因となつていたのである。社會紐帶を見ると、二合號の合夥人は同族關係をもつているが、三益號では郭・王二姓の共同關係となつている。同族の枠を乘越えて、資本の集中又は經營の高度化を計つた所に、この合夥の進步的側面（封建制を乘越えるもの）が認められるが、同族關係やその準用などによつて合夥人の結束を固くすることを意圖していた事も事實であつて、同族關係は合夥の共同體的性格の矛盾を見る上においてやはり重要である。內部の結束を固めようと言うよびかけは機會あるごとに強調されたが、結果から言えば、合夥人の足並みは意外に早く崩れることが多かつた。三益號が道光十年に瓦解した時、官憲の判決は「合夥人は仲間同志として利害を一つにすべきである。個々人の言い分は、兄弟ゲンカなみに考えて、深くは取上げず、相殺にする」となつているが、皮肉なことに、この仲間性の強調は合夥の解散を圓滑に行う手段として利用されているのである。なお、同族という言葉についてであるが、ここでは同族全體の再編成が問題ではなく、族內の一部のものが同族關係を利用して合夥の結成を圓滑に行い、或いはその組合の強化に役立たせようとしただけのことであるから、同族共同體の關係が合夥に直接反映しているわけではない。[43] (8)三益號の團體形態を論じていくと、結論的には合手的共有（Eigentum zur gesamten Hand, joint right）による組合と規定できる。合夥人は東夥を問わず、組合結合の基礎である合有財產の全體に對し、合夥における本・人股の區分や出資金に基ずいて、それぞれ持分權をもつていたのであつて、合夥財產を處分するときには、各合夥人の持分に應じて配分される筈であつた。また三益號自體としては、資本や商品などの獨自の合有財產をもち、合夥が行爲の主體となつていたのであつて、合夥人はその持分權を自由に行使し得ない（所定の時期に合夥人全體の同意がある場合に限つて處分出來る）事情にあつた。三益號は共同體的體制を保つていたのであつて、三人の合夥人は共同の事業を營むために、互に協力を約することによつて成立した契約關係を大切にしていたし、合夥の利益は全合夥人に大な

り小なり均霑するしくみになつていたのである。舖東も舖夥も互に牽制しあい乍ら仕事を分擔し、お互に補い合う形で共同する條件があつたわけで、生産と生活を共にする共同體となつていた。合夥の團體性については、合夥人の債權債務と合夥自體の債權債務とが區別されている事や、合夥財産が雜貨舖經營という目的の下に集中された特別財産として、各合夥人の財産から切離されていること等によつて、合夥の人格が合夥人に對抗できたと言える様である。もつとも前者の點では、一舖東の息子が合夥から金を借りたと言う事例もあり、多少の公私混淆はさけられなかつたのであるが、爾後もこの金が合夥の資本として取扱われていたことに變りはなく(舖東の金を引出した様には考えられていない)、後になつて三益號からの借金だとして、その舖東から返濟され、整理がついているのである。從つて混淆は最終的には存在せず、合夥財産が合夥人に對抗できる事を證明することで終つている。右の程度の公私混同は前近代的思惟、すなわち公私の別が未分化の狀態にある場合には、當然のこととされがちであつた。陋規にはそれなりに「規矩」があり、この場合も舖東の役得の節度については、意識せられていた事と思われる。[44] 合夥財産の獨立性についても問題があつて、これは前記の裁判事件の解說の中では、記述を省略した事なのだが、史料(判語錄存)には道光八年に三益號の舖東の一人が他の舖東から借金をした際、それを貸主が合夥に預金した形にして、一應の解決策とした様な不明朗な事件が記錄されている。これは合夥財産が十分な獨立性をもつていなかつたことを物語る事例であり、合夥人から侵奪をうけ易かつたのは事實であるが、會計手續上の粗雜さから生れた偶發的な事件であつて、合夥財産が合夥人の財産權に對抗し得るものであるという原則は、動かすことが出來ないであろう。合夥が合夥人に對抗し得る獨立の人格を持つていたことは、三益號の一舖東が合夥に金を預けて利息をとり、且、その合夥が破産した時、この預金が舖東に返還されているという事實、卽ち兩者の間に消費貸借が成立している事によつても察せられる。三益號の人格が第三者に對抗出來たのは勿論であつて、常に合夥の名で行爲をなし、合夥の責任に於て處理をつけている。例えば三益號は統萬號や舒泰號に金を預け、利息を受取り、それについての責任をすべて引受けていると言つたたぐいである。獨立の人格をもつていた事は、古典的合夥の場合も同樣である。現

に二合號(古典的形態)は三益號に、發展的改組を遂げたが、その後も二合號自體としては人格を失うことなく、二合號の名をもつて三益號に預金したりしている。このことは合夥がその後身である後繼的合夥に對しても、對抗することが出來た、具體的事例になつているわけである。(9)合夥は「本錢」以外に、いろいろな方法で資金ぐりをやつていたのであつて、外欠(外部からの借入金)欠外(外部にある貸付金)寄存(舖東・舖夥などの預金)などは、合夥の帳簿から消えることがなかつたと思われる。財東(舖東)の寄存でも、出資金と混同して扱われることは決してなく、前記の様に店の破產の場合でも一應、普通の債權債務として合夥から財東に手渡しされ、いきなり合夥の債務支拂の手段に組入れられるようなことはなかつた。もつとも實際には、財東が無限責任を負つていたので、合夥の債務を果すために、右の寄存の金を使用することになりがちであつたが、その場合でも合夥資本としてではなく、財東の財產として債務にひきあてられたわけで、手續的には問題がなかつた。(10)大決算は二年又は三年に一回行い、在庫商品までも含めて、收支の完全な計算を行つている。また合同の契約內容にふれる様な相談は、大決算の時機でないと取りあげることが出來ない規定であつた。その代り合夥は、大決算期ごとに資本內容を變更する可能性をはらんでいたわけである。その反面、決算期以外の時期は機能資本家が手腕をふるつたのであつて、二三年毎に計算するという慣例は、古典的合夥の例の様に、一年毎に決算するのと比べて、資本の集中を助ける上に効果があつたと言えよう。

第二形態の問題を總括してみると、合夥が古典的形態から第一形態を經て第二形態に進展してきたものである事は、三益號の成立史が示す通りである。資本の性格から言えば、前期的資本 vorsintflutliches Kapital の範疇を脫し得ないのであつて、そのことは具體例の合夥の營業內容が封建的な仲買店である事からも推測できるし、泰盛魁が百九十串の資本で二年間に六百串の純益をあげ、三益號が同じ期間に千二百文の資本で二千一百文以上の赤字を出したということからも、企業方針の投機性を引出すことが出來る。資本はすべて「本錢(本銀)」として出資され、無限責任を負うわけであるが、その持株が本股と人股に分化している所に、この第二形態の特色がある。本股は舖東の持株であつて、舖東のもつている

信用を背景とし、店舗の開設と維持に任ずる資本である。舗東は店舗の一般業務に直接關與しないと言う意味においては無機能資本家であるが、無限責任を負い、店舗の究極の主人公と言える。人股は舗夥の持株であつて、營業の實務を受持つ資本である。舗夥の經營能力を背後に持ち、その發言力は經營實績によつて左右される所が大きい。舗夥は店舗の實際の業務を受持つから、人股の利益配分には勞務報酬の意味も幾分加わつているが、決して賃金ではない。本股と人股は共に本錢を出資し、合夥の構成要素となつているから、東夥はいずれも利益配分をうけるだけで、俸給は支給されていない。その代り、本・人股に對しては、店舗から生活費にあてる爲に、所要の費用を借受ける權利が認められており、決算期においてこの借受金の清算が行なわれている。店舗が欠損をした場合には、その補償金の分擔を本・人股で分ちあうが、どちらかと言えば人股の側に責任を押しつけられ勝であつたのである。

以上の點は東夥の分解を持株の面でうけとめ、本・人股の區分を設けたと言うだけのことで、言わば制度上の變化にすぎない。しかし持株の分解は合夥の質的な變化の反映であり、またこの制度が出來た爲に資本の性格が變化したという面もある。第二形態においては合夥は資本金(本錢)によつて直接構成されるのではなく、本錢は本股又は人股を通じて合夥に結びつく事になつていた。各合夥人(東夥)の出資金は、持株となる時に本・人股のどちらかの中に包含されてしまい、出資金のままで合夥の權利義務をじかに分擔する事はなかつた。即ち、合夥は本・人股の區分を通じてのみ、資本金をうけ入れたのであつて、本・人股が合夥の直接の構成要素となつていたのである。各合夥はそれぞれの合夥契約において、本人股の比重を五對五とか、六對四とか言う様な、一定の數字に決定した上で、營業を開始するのであり、東夥の出資金とは一應無關係に、この比率が合夥の計算を決定する事になつていた。從つて、例えばある企業が本・人股を五對五として扱うことを定め、しかも出資金の面では本股が合計十兩、人股が二十兩を出資していたとすれば、利益配分又は損失負擔の割合から言つて、本股の出資金には人股の出資金の二倍の價値を賦與していたことになるのである。これがもし第一形態であれば、東夥いずれの出資にしても、十兩はあくまでも十兩であつて、二十兩に相當する様な事態は起り得ないか

ら、價値は價値なりに通用していたと言えるが、第二形態の場合には、資本構成に關する限り、價値法則がかえつて行なわれないと言う事態を招來しているのであつて、近代化の挫折と言えるのである。この様なことになつたのは、持株の中に本・人の區分が生じた際、價値以外の要素——本股で言えば舖東の社會的信用（家柄・地位・知友などの人間關係における信用が舖東のねうちを決定したわけで、出資金という單なる經濟力だけの問題ではない）、人股で言えば舖夥の經營能力（才能プラス資本）が、本・人の比率を決定することになつたからである。合夥資本が經濟關係というよりも、むしろ人間關係によつて左右されるに到つた結果、資本の株式化が阻げられたことは言うまでもあるまい。

第二形態を採つた企業には、舊式銀行や仲買店の様な、封建的產業が多かつた。この點もマニュファクチュア工業を含んでいた第一形態に比べて、いくらか反動的な印象を與える。また第一形態は有限責任制の萠芽をはらんでいたのに、第二形態の實例からは有限制を檢出することが出來ない。第一形態では機能資本の活躍が顯著になつていたのに、第二形態では舖東の支配力が強化され、しかもその寄生化が進行したわけである。譚泰星が泰星魁で勝手な振舞いをやつているのも、趙家が三益號を我物顔にしていたのも、舖東の地位の強化を示すわけであるが、その強化が店舖の實務を舖夥に押しつけるというやり方で押し進められ、舖東自身は業務から遊離して、寄生的な存在になりつつあつたのである。「本股」はこの舖東の地位を資本の上で制度化したもので、無機能資本であり乍ら合夥資本の主流となつていた。他方、舖夥は階級的にも貧しい商人層から出た者が多く、どちらかと言えば店舖の勤務者としての色彩が濃厚となつていた。從つて舖東の出資と舖夥の出資を、同じく股とみるのでは實情に合わなかつたので、人股を設けてこの「人間の能力に賦與する股」を舖夥にふりあてる事にしたのである。人股は勞務に對する報酬ではないが、これを含めた配當金であるから、資本というよりも業務能力の面で、評價されていた。それでいて形式上は本股と相ならぶ資本扱いとし、賃金の形態をとらなかつたのは、舖夥を合夥に全面的に協力させる手段として、資本の上で共同體と見られる條件を設定する必要があつたからである。舖夥が店舖の日常の實務をとつている以上、彼等を合夥の內部につなぎとめ、合夥人としての面子を立てることによ

つて、共同體の幻想で包んでしまう事が、舖東にとつて有利だと考えられたのである。本・人股は表向きでは同等であつた。しかし面子を立てるといつても、經濟上の計算は別の話で、名目上の體面だけ立てて濟ましていた。例えば本・人が五對五で利益を分けるとすれば、東・夥が平等な立場に置かれているという幻想を與えることが出來、合夥人として人股の顏が立てられた形にはなつていた。しかし收入と勞働日のバランスを考えると、本股の方は不勞所得に近く、ぬれ手で粟をつかむ態勢であつて、舖東はその時間を別に利用することが出來たのに對し、人股の方は概ね勤勞所得で、配分金で全生活を支える外はなく、生計費を除けば餘剩金がありそうになかつた。配分金が出資に對する配當だとすれば、舖夥の業務報酬は無償となる。人股に對する配分金が業務報酬だと理解すれば、舖東の出資金のみに配當が出され、舖夥の出資は常に無配當ときめられていた事になる。いずれにしても、合夥の利益が本・人股に均霑すると見せかけて、實際は本股の配分を有利にとりきめていた譯であるから、「有利均分」というスローガンをかゝげ、言葉の魔術で搾取關係をゴマ化したのは、第二形態のこうした實態に對處する爲の、巧妙なトリックと言えよう。古典的形態と比べた場合に明らかな點は、舖東が日常の業務から離脫し乍ら、配當金では業務を受持つていた時と同じ條件になつていることで、均分が殺し文句になるのも古典型の歷史があるからである。要するに本股は有限責任の持分資本、人股は無限責任の機能資本となつて、合資會社への道を辿る事が出來ず、價値法則や近代產業からも離れて行つた所に、資本主義形成過程の上で、運命の岐路を見る事が出來る。

合夥が舖東の支配下にあつたとしても、同時に制度と機能の面で、共同體々制がよく整えられていた、と言えよう。契約書(合同)は合夥人の契約關係を明確にするために、東夥・股掌・本人に關する權利と義務を明示するたてまえになつている。そこでは東夥が共に當事者であり、中人を立ててその契約事項を互に確認している。店舖には從業員もいるが、合夥人(東夥)は合夥契約の當事者で雇傭する側であり、從業員は雇傭される側であつて、合同の上で明らかに區別されている。舖夥は店舖の主人であつて從業員ではなく、人股はいかなる意味においても賃金形態と規定する事は出來ない。店舖

には、外欠・欠外・寄存などの、いろいろな資金があり、それぞれ獨立の帳簿(公賬)があつて、それに記載されているが、合同に記入された資本金と、これらの帳簿にある資金とでは、はつきり區分して取扱われているのであつて、前者は合夥の單なる貸借金にすぎないわけである。小さい點で言えば、帳簿類の取扱いにしても公賬の場合には帳簿掛りの從業員(寫賬)が勝手に書きかえたりする様な餘地もあるが、合同では從業員の關與は全く不可能である。合夥人(東夥)はすべて合夥契約の當事者であるから、合同の作製や契約內容の改訂(添股・倍股・抽股)には全員の贊成が必要とされており、本・人股は共に決定權をもつているわけである。この合同の改訂は大決算期毎に提案する事が出來たが、第二形態では次の改訂期までの年限が、普通二・三年となつている。合同の契約年限が二年又は三年になつたことは、多くの場合毎年改組されていた第一形態に比べて、資本集中を助ける上にかなり役立つたものと思われる。

第二形態の合夥の團體性について言えば、全體としては合手的組合の域を脫しなかつたとは言え、第一形態と畧同程度の人格をそなえ、また分業に基く結合においては一步を進めているのであつて、資本の立場を安定させ、投資を促すことに貢獻したわけである。合夥は自ら行爲の主體となり、自己の名前で財產をもつたのであるが、その資本金や商品は合夥人の合有財產と目され、本・人股の區分に從つて出資金に對應する持株が認められていた。合夥の人格は單に第三者に對抗出來るだけでなしに、該合夥の舖東・舖夥や、該合夥の前身(乃至は後身)にあたる合夥(一合號と三益號との契約など)に對しても、對抗することが出來た。一方、本人の分化に基く分業によつて、共同體的體制の內部に勢力の分散を持込み、これを資本集中に結びつけることによつて、東夥がそれぞれ所を得て協力し得るしくみを作つた。共同體を固めるために合夥契約(合同)はすべての合夥人の合意によつて作製することとし、その條件の變更についても同樣であつたことは前に述べた通りである。舖東と舖夥は同じく現金の出資者であり、利益配分と欠損負擔を引受け、賃金をもらわずに配分金の前借で生活している點でも共通していた。出資する餘力をもち乍ら、經營に當る事が出來ない者は、舖東の名の下に合夥に入り、資本こそ餘り持たないが、有能な商工業の專門家と言える人は、舖夥として合夥にとび込んだのであつて、相助

けて共同體を構成したから、東夥の分化が社會的分業となつて、舖東の方に比重をもたせつゝも兩者は力の均衡を保ち、獨裁的な支配權の出現を阻止することに役立つた。資本の集中が大となるにつれて、その支配と運營がむつかしくなつてくるが、東夥の分化が促進された結果、分化を通じて共同體的な支配と運營を能率的に推しすすめることが出來たわけで舖東は社會的信用を活用して店舖の開設及び維持に當り、舖夥は各業それぞれの專門的能力を發揮して、業務を發展させたのであつた。管賬(會計主任)以下の從業員の管理、帳簿の作製・點檢・書替えなどに關しても舖夥が責任を負つていた共同體的支配を固めるために、多少の技巧もつかつていたのであつて、同鄉關係や同族關係を、共同體の補強に役立たせようとする動きを示していた。合夥資本を他の資金と區別し、第三者からの預金や、合夥內部の者の寄存とは全く切離して、出資の權利義務を明確にしたのも、これによつて合夥人を保護し、資本集中をすすめると同時に、排他主義によつて團結を深めようとするねらいがあつた樣である。共同體を社會的分業に結びつけることによつて、資本と企業職能を、こみ入つた分割と協力の下におき、舖東・舖夥それぞれが牽制しあいつつ、能率を發揮した所に、東夥分化型の特色があつたわけであるが、第二形態の本・人の分化がその決定版をうち出した意味は、決して輕視出來ない所である。

合夥が共同體としての結合を強化し、且その體制が舖東の支配手段とされていたことは、近代化への志向から言つた場合に、明らかに矛盾と言つてよいであろう。また近代資本の成立を目指す過程において、本・人の分化により價値法則に逆行する方向をたどる事は、更に甚しい矛盾と言わねばならない。第二形態の中はこうした混亂を色々とはらんでいたが、その基本は共同體の中にある矛盾から、發していたものと見なすことが出來る。東夥は共通の運命に結ばれていたとは言え、實際には吳越同舟と言う所であつた。東夥は店舖の損得にかかわらず、利害を一にすると言う事情になつていたが、それと同時に、東夥はいずれも(特に舖東において甚しく)利益があればこれを獨り占めにし、損失金は極力免れようとする努力を、全く拂わずに濟ます事は出來なかつた。東夥は仲間的平等を旨とし乍ら、階級對立につながる條件から完全に自由になる事は不可能であつた。資本集中と社會的分業を通じて東夥が互に助けあい、勢力の分散によつてそれぞれ所を

得、少くとも補いあうと言う條件を作り乍ら、互に專制支配をねらい、少くとも牽制しあうと言う傾向を持ちつづけているのが、合夥の實狀であつた。三益號と言う屋號は、本・人の三股が仲よくして行こうと言う希望を表わしたものであるが、泰盛魁の方は、一舖東の名をとつたもので、舖東專制への意志を表明しているわけである。この二つの屋號の中からも、共同體の矛盾をかぎ出すことが出來るのである。合夥は同族や同鄉の關係で共同體の強化を計つていたが、資本集中の要請から言えばこの枠を乘越えて進まざるを得ない事情をはらんでいたのであつて、泰盛魁は非同族であるが同鄉であり、三益號は同族合夥がのちに改組された結果生れた非同族合夥であると言つた事態は、この矛盾の端的な反映であつた。どの合夥も永久に續くことを願つて出發するが、程なく仲間割れで自滅するにきまつていた。官憲からも仲よくせよという教訓が出され、合夥人の爭は兄弟ゲンカみたいなものだから、互に主張をとり下げよと言われたりしたが、この言葉が、ある合夥の葬送曲の一節としてうたわれているのは皮肉である。合夥は合夥人が集團的利己主義を發揮しようとする所から生れたわけであり、その限りにおいて、共同體としての力を發揮することが出來たが、集團的利己主義はもともと個人的エゴイズムを基盤にしているのであるから、利益を一人占めにしようとする企みとなり、仲間を賣る者も生じ、昨日の友が今日の仇となると言う様な事態が出てくることもさけられなかつたと言えよう。いずれにしても各合夥は共同體の矛盾の上に築かれ、發展し、瓦解すると言う歷史をくりかえしていたわけである。

東夥分化型合夥はすでにその第一形態において、社會的分業の面から言つた場合に、未成熟のまま固定化するきらいがあつたのであつて、舖夥は資本の面から、舖東は業務の面から、それぞれ解放されることなく、分業が貫徹しなかつたわけである。この點で言えば、第二形態も社會的分業を押し進めることなく、資本と業務において未分化の面を殘したままこれを資本として固定化した譯である。その爲に、持分自體が分化し乍ら、本股は業務面から完全には解放されず、從つて無限責任を背負い込むことになつて、有限責任資本となり得なかつたし、人股も機能資本として自己を完結することが出來ず、共に合名會社の重役資本からほど遠い有樣であつた。合夥はソキエタスからコンメンダに進むべきであつたが、

その道を自らふさいだと言える。この問題を合夥人の分解から説明すると、舖東は持分資本家と言い乍ら、單なる資本の提供だけでなく、店舖の設立及び維持についても責任を負わされていたのであつて、その狀態をそのまま本股に反映させた結果、本股は持分資本の様な無機能の有限責任資本に轉換することが出來ず、人股も機能資本としての役割をその身に集中することが出來なかつた。股掌の分解から言えば、これが社會的分業として完結することが無かつた爲に、それを本・人股の分化に反映する事になつて、出資と業務の混淆が最後までふり切れなかつた。合夥資本の分解が持株の分解となつたことは、ヨーロッパで見られなかつた所であり、價値法則と矛盾する資本形態をもつことになつて、近代資本の成立からそれて行くと言う結果を招いた。本・人股の分化は、一應資本の分解であり乍ら、その內部は嚴密に言えば資本的結合 Kapitalvereinigung ではなくて「人的支配形態」に貫かれ、株式會社の様に商品を媒介として、社員の人格が合夥の中に吸收されるのでなしに、反對に人間關係が經濟關係を規定したのであつた。アジア的な家族制度に基礎をもつ、共同體的仲間的構造が、合夥を支える支柱となつていることにかわりがなかつたわけである。[49]

註

(1)合夥前史及び明清時代の古典的合夥については、今堀「十六世紀以後における合夥の性格とその推移」(法制史研究8)による。

(2)史記卷六十二、管晏列傳「管仲曰、吾始困時、嘗與鮑叔賈。分財利多自與。鮑叔不以我爲貪。知我貧也」。なお、清國通商綜覽第一編附錄、支那農工商史、一九六頁以下、清國行政法第三卷一二〇頁、根岸佶「合股の研究」頁三、仁井田陞「中國法制史」頁三三五など參照。

(3)鄧拓「從萬曆到乾隆——關于中國資本主義萌芽時期的一個論證」(歷史研究、一九五六年十期)。引用文は十頁、合同の實例は順治二年十一月(頁九)、同十年五月(頁十二)、同十三年正月(頁十)、康熙二十九年四月(頁十三)など(原文の寫眞版あるものはこれによる)。右のうち十三年五月の做客合同の本文の中に「今願合夥開做云云」と合夥の字を使用している。しかしこの文書は明らかに合夥契約ではなく、合夥という文字があつても、廣い意味での共同出資という意味に解すべきである。ほかの文書には合夥と言う字句が現れていない。鄧氏の賃勞働と商品生産についての見解は、別稿において問題にする豫定である。

(4)雍正十三年合同は歷史研究前揭頁十二、乾隆二十四年合同は頁十七による。鄧氏はこの二つの合同が、他の契約書と違う點には氣付かれていない。

(5)保甲書(道光十七年徐棟序、同治四年重刊本)卷二成規上、葉世

偉「爲編審保甲示」。彼は江蘇上元の人で、乾隆甲午に舉人となり、福建巡撫に進んだ。清査保甲説を著わし、右の示は同書の一部分だと記されている。雛形はこの文章と册式とによつて、筆者が作製したものである。なお、保甲書輯要（丁日昌重校、同治八年序文、同七年江蘇書局刊）にも右の文はのせられている。保甲書に合夥史料の存することは仁井田教授「大木文庫私記」（東洋文化研究所紀要第十三册）に紹介されている。

(6)庸吏庸言（劉衡）については仁井田教授前掲論文に紹介がある。本書の刊本は甚だ多く、大木文庫に藏められたものだけで、咸豊元年、五年、同治七年（江蘇書局本、楚北崇文書局本）の四種がある（大木文庫分類目錄、內編頁二五）。保甲のことは本書の最後に當る「保甲章程」に記されているが、江蘇書局本では凡例に「其保甲牌册亦嫌煩瑣均删之」と記されている通り、雛形だけは删除している。吏部で印刷頒布した庸吏庸言一套七册本（筆者藏）は州縣事宜・州縣須知・佐治藥言・學治臆說・同續說・折獄便覽から成るが、この中の「州縣須知」と題する不分卷二册が內容的にみて書局本の庸吏庸言にあたり、舖戶册の雛形が收められている。吏部本では庸吏庸言を以て六部の書物全體の名とした爲、州縣須知と言う名稱を、本來の書名の代りに便宜的に使用したものと考えられる。

(7)今堀「十九世紀以後における合夥の性格とその推移」「新民主主義下における合夥の變遷」（共に未刊）

(8)大木文庫は大木幹一氏のコレクションであるが、本論文の資料の一半は、この文庫に仰いでいる。大木氏の四十年にわたる蒐書の勞に、心から敬意を表すると共に、文庫の利用について東洋文化研究所が與えられた便宜に對しても感謝の意を表する。仁井田教授は幾多の論點と史料について高教を與えられた。幼方直吉氏も種々教示を惜しまれなかつた。なお、本論文は一九五七年の前期に、廣島大學文學部で行つた講義案の一部に加筆したものである。

(9)資本はみずからを增殖する價値であるが、增殖の原理において中世と近代では內容を異にする。近代資本は言うまでもなく、剩餘價値を創造する價値形態であつて、一定額の貸幣資本が出發點となり、これが商品（勞働力と生產手段からなる）と交換され、生產資本として機能することによつて剩餘價値を生產するのである。從つて貸幣資本の成立と言うことは大切な手掛りとなる譯である。中世資本に固有な、共同體的束縛から解放された、單純貨幣資本が、先ず必要となつて來る所以である。

(10)矢野仁一「近代支那史」。もつとも矢野博士は近代西洋文化の影響と言う點で、清朝時代を近代とよばれたのであつて、中國の內部から自生的に近代の萠芽が萠えあがつた事を認められているわけではない。

(11)鈴木俊・西島定生編「中國史の時代區分」所收、聶伯贊・田中正俊・佐伯有一の各氏の論文參照。

(12)今堀「清代における農村機構の近代化について」（歷史學研究一九一、一九二）。

(13)小竹文夫教授によれば、人口では明初が一億・明の最盛期一億五千萬・清初一億三千萬・乾隆二億・嘉慶三億三千萬・光緒四億二千萬、耕地面積では明代八百萬頃・清初千二百五十萬頃・乾隆千三百萬頃・嘉慶千四百五十萬頃・光緒千五百萬頃と、そ

れぞれ概算されている（近世支那經濟史研究、頁一七一～二九三）。

(14)寄生地主制については、一九五六年十月十七日廣島史學研究會の大會の公開講演において「中國近代社會成立の前景」と題して發表したが、近く付印の豫定。

(15)合夥における舖東・舖夥の性格分析は、今堀「中國の社會構造」頁二三五～四二參照。なお、舖東は一應持分資本家、舖夥は機能資本家としたが、ヨーロッパの場合（大塚久雄「株式會社發生史論」上卷頁一〇六～六三）とは存在形態において相違する點が多いのであつて、あとで詳述する。

(16)算術書の中に合夥資料が含まれていることを教示されたのは日野開三郎教授である。教授の高教に深謝する。

(17)以上の四例は、屈曾發「九數通考」（乾隆癸巳、豫簪堂刊本）卷四合率差分による。

(18)以上の三例は、何夢瑤「算迪」（嶺南遺書、道光二十五年刊本）卷一、和數比例による。なお、ここでは引用しなかつたが、就物抽分の項にも例題がある。

(19)これは羅士琳「比例滙通」（嘉慶戊寅年鐫）卷三による。本書には右以外にも多數の例題がある。

(20)註17に同じ。

(21)註18に同じ。

(22)註19に同じ。

(23)算法大成（道光二十四年序刊本）下編、卷十、貨本營運。引用はしなかつたが、以上と同様な、合本に取材した例題が、かなり出ている。

(24)根岸佶博士「合股の研究」頁四九四、ここで引用されている史料は厦門志である。

(25)分業における社會的分業と個別的分業の問題は伊藤迪教授「分業論と社會政策」による。

(26)學東成案（大木文庫本）卷二十一、雜譏零余竿牘　故違縣示受財包運米船出境照把持行市律擬杖加枷。

(27)今堀「中國封建社會の機構」頁二六六以下。

(28)學東成案、前掲、私開鐵爐鑄造農具照違令擬台（台は笞の誤か）。

(29)ここにあげられた六名は、官兵殺傷事件に關係した者だけであり、罪に問われなかつた從業員は少くなかつたと思われる。「十人の働き手によつておこなわれる、分業に基ずく協業が、小規模なマニュファクチュア」と言えることについては、大塚久雄博士が「マニュファクチュアの檢出」（「理論と統計」所収）において論證されている。なお、分散マニュファクチュアについては手島正毅「マニュファクチュアの生產諸形態」（工業經營七卷一號）同「備後綿織物工業におけるマニュファクチュアの研究」（同二號）參照。

(30)槐卿政蹟（沈衍慶著、同治元年刊、大木文庫本）卷四、判牘、設局串騙事。この資料については仁井田教授の高教を得た。同教授「大木文庫私記」（東洋文化研究所紀要、第十三册、頁一五五）參照。

(31)團體形態については、大塚久雄教授「株式會社發生史論」頁四二～一〇五參照。

(32)清代における前期的資本と土地との結びつきは propriété

bourgeoise として、とらえることが出來る。今堀「中國の社會構造」頁四五～六參照。

(33) コンメンダについては大塚久雄教授「株式會社成立史論」頁一一二～三による。

(34) 台灣私法第三卷頁一二三、特に頁二五二～五。なお、本書のこの部分の叙述は簡單で、合股の内容を正確に知ることは困難であるが、養魚池の㈠の㈡は東夥分化型合夥の例と考えられる。なお、石滬というのは遠淺の海中に、石で築いた圍壁を設けておいて、滿潮時に海水と共に入つた魚を、潮がひいた時に捕える仕掛である。

(35) 合夥の研究史において、合夥を合手的組合と見る見解は、根岸佶博士「合股の研究」に代表され、舊中華民國民法六六七條以下の規定もこれを前提としている。私は本股人股の合作をもつて、合夥の恒常的な形態だと考えることには反對で、合夥＝本人股の組合と規定する様な、固定的な見方には賛成できないが、こうした形態をもつ合夥を歴史的な一存在として理解し、東夥分化型の第二形態という意味において把握する場合は、その段階の形態を考える上において根岸博士の業績等を高く評價することが出來ると思つている。

(36) 樊山批判（大木文庫本）卷末付錄「譚泰盛具控鋪夥余禎錫判」。これは樊山判牘（法政學社印行）にもおさめられている（後者では卷四に入れられている）。仁井田博士「大木文庫私記」（前揭）は樊山批判を引用して「合夥は個人的な人間のつながりに依存して資金を持ちより、その運營をまかせ、その損益を分ち合う仲間組織」であつたと言われている。

(37) 碗店というのは、スープ碗（湯碗）主食用茶碗（飯碗）湯呑コップ（茶碗）ドンブリ（海碗）などを取扱う仲買店のことであるが、これは看板だけのことで、實際について見ると、例えば泰盛魁では阿片の仲買などをやつてもうけている。中國の大商店（特に仲買店）は、一應、營業の種目を表明しているが、表看板の取引だけをやつているわけではなく、多角的な企業を營むのが普通である。また仲買以外に、ソロバンさえ合えば卸小賣にも任じた様である。

(38) 判語錄存（大木文庫本）卷二、互控鋪債事、「審得宜陽縣監生趙鳴傑與堂弟監生趙鳴鵑互控鋪債一案」（道光十年十月二十四日）。

(39) 雜貨舖は、都市の工業製品を農村等に供給するという役割をもつた、仲買的な卸賣兼小賣商で、農民が必要とするあらゆる百貨を取扱い、村落では商業資本の最も重要な據點となつていた。今堀「中國封建社會の機構」頁二〇七～二五參照。

(40) 今堀「中國の社會構造」頁八。なお、宮崎市定博士も歴史學上の一般的な原理として、この法則を考究されている。「雍正硃批諭旨解題」（東洋史研究、十五卷四號）八頁參照。

(41) 三益號における本股の價値をa、人股の價値をbとして、兩者の比重を計算すると左の通りになる。

$$320a : 6=180b : 4 \qquad a : b=27 : 32 \qquad b=1.185a$$

(42) 仁井田博士の高教によれば、議約のあとに「計開」として、契約内容の詳細なとりきめ條項を、書き足していくことも、少くなかつた由である。地券などでは元の地券のあとに轉賣した證明書をつけている例が多い。「合同」の場合に、前回の契約内容を、あとで訂正して行く形で、合夥を作製するというやり方が、

實狀にかなう事も多かつたと思われる。たゞ、契約の更新と同時に舊合同を燒却し、他日異論が生れる可能性を封ずると言う方法も、とられていたことは事實である。

(43)同族共同體については左の論文によつた。仁井田陞「中國の同族又は村落の土地所有問題」(「土地所有の史的研究」所収)

同、「元明時代の村の規約と小作證書など」(東洋文化研究所紀要第八册)。

(44)公と私の問題ならびにその規矩については仁井田陞博士「東洋的社會倫理の性格」頁一九八以下。とくに頁二〇四—六參照。

(45)今堀「中國の社會構造」頁二四二參照。

昭和三十三年度京都大學文學部
東洋史關係講義題目
＊印大學院共通科目

東洋史

講義　東洋史學序説　田村　教授
研究＊清代の通貨問題　佐伯　教授
＊トルコ民族史の研究　羽田　教授
唐代文化の研究　小野　講師
滿洲語史料の研究　三田村講師
＊アラビア地誌　藤本　講師
演習　隋唐時代の諸問題　宮崎　教授
講讀　清代史料　宮崎　教授
資治通鑑(唐紀)　田村　教授
宋史食貨志(布帛)　佐伯　教授
魏書蠕蠕傳　佐藤助教授

西南アジア史学コース

講義　西南アジア史序説　足利　教授
中原　教授
研究　ヘブライ民族史　有賀　教授
ハンムラビとその時代　中原　教授
ヒッタイトの言語と歷史　岸本　講師

講義　中世ペルシャ語におけるアラム語の影響　伊藤　講師
演習　中世ペルシャ語(初・中級)　伊藤　講師
語學　トルコ語　羽田　教授
梵語文法　大地原助教授
近代ペルシャ語　澤　講師
ヒンディー語　澤　講師
アラビア語　藤本　講師
ヒエログリフ講讀　加藤　講師

考古學

研究＊朝鮮考古學研究　有光　教授
殷周代の墓制　樋口助教授

地理學

研究＊中國歷史地理　松尾　教授

史学科共通

講義　東洋史學II　佐藤助教授

支那哲学史

講義　支那思想史　重澤　教授
研究＊考證學史論　重澤　教授
古代地理的世界觀の研究　御手洗講師
演習　陳澧　東塾讀書記　重澤　教授

印度哲学史

講義　印度哲學史　松尾　教授
研究＊チャラカ本集の研究　善波　講師
＊後期ウパニシャッド及び叙事詩に於けるヨーガ思想の研究　佐保田講師
演習＊Vācaspatimiçra : Sāṁkya-tattvakāumudi　松尾　教授
Annambhaṭṭa : Tarka-saṁgraha　宇野　講師

仏教學

研究＊シナに於ける佛教の受容と展開　塚本　教授

美学美術史

研究　印度に於ける佛像の展開　上野　教授

中国語学中国文学

講義　中國文學史(唐以後)　吉川　教授
中國文字學史　小川　教授
研究＊詩經學史　吉川　教授
＊宋詩略論　小川　教授
中國自然詩の發展　高木　講師
演習　漢書　吉川　教授
魯迅・野草　入矢　教授
韓愈の詩文　清水　講師

The Development of Ho-huo (合夥) in the Ch'ing (清) Period

Seiji Imabori

Ho-huo (called ho-ku (合股) after the 19th century) may be defined as the system where more than two persons join to run business in the form of partnership either in commerce, manufacturing, agriculture, or fishery, and it may be classified into (1) classical type, (2) ho-kuo and p'u-tung (舖東) type A, (3) ho-kuo and p'u-tung type B, (4) monopolisic p'u-tung type, A (5) monopolistic p'u-tung type B, (6) primeval ho-kuo type, and (7) joint stock type. The first type sprang up in the Ming (明) period, the second in the early part of the 18th century, the third and the forth in the first half of the 19th century, the fifth in the latter part of the same century, and the last in the 20th century. The sixth type seems to have already existed in the Sung period. The development of ho-huo corresponds to that of manufacturing; the size of enterprise grew in proportion to capital accumulation. If we compare the various types of ho-huo with business organizations in Europe, the first type corresponds to societas, and the second to commenda. When the third type developed, p'u-tung, which corresponds to holding company, tended toward monopolization, and, this tendency proved unfavourable to the growth of limited liabilities organization. The development of the forth and fifth types accelerated the tendency, and became the predominant types of business organizations in the semi-colonial and semi-feudalistic China. The Opium War occured just at the moment when China began to modernize itself by means of developing these types of organization. In the present paper the second and third types are treated.